

第〇期評価基準期間（令和〇年１月～令和〇年12月まで）において、下記のとおり民間等から資金等を調達したことを報告する。

調達方法	調達実績額
1. A A A A	
2. B B B B	
3. C C C C	
4. . . .	
合 計	0 円

印

印

令和〇年度

生涯現役地域づくり環境整備事業民間資金調達実施状況報告書

【仕様書一様式第7号別添】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇協議会

調達方法		調達金額（円）	調達概要	添付書類
1				
2				
3				
4				
5				
合計		0		

- ※1 協議会が、当該業務に見込んでいた金額から算出してください。
- ※2 できる限り詳細に記載してください。
- ※3 書面により、出向元企業から従業員の送り出しを証明してもらってください。
様式は自由としますが、受け入れた従業員の氏名と勤務日（勤務期間）は必須項目とします。
- ※4 手書きの帳簿など、証明できるものであれば何でも結構です。
- ※5 適宜、行を追加してください。

【仕様書一様式第7号別添】

令和〇年度 生涯現役地域づくり環境整備事業民間資金調達実施状況報告書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇協議会

調達方法		調達金額（円）	調達概要※2	添付書類
1	人材の企業等からの出向	1,800,000 ※1	出向元企業：(株)厚生労働省 従事した業務：事務補助 勤務日：6月から12月までの毎週火曜日及び金曜日 算出方法：支援員1人あたり平均の人件費3,600,000円 × 勤務期間 1 / 2 (6月/12月)	・ 出向元企業からの証明書及び根拠資料 ※3
2	人材の企業等からの出向	600,000 ※1	出向元企業：(株)ハローワーク 従事した業務：セミナー講師 勤務日：11月から12月までの毎週火曜日及び金曜日 算出方法：支援員1人あたり平均の人件費当初見積金額 3,600,000円 × 勤務期間 1 / 6 (2月/12月)	・ 出向元企業からの証明書 ※3
3	寄附	330,000	(株)高対課 200,000円 安定局(株) 100,000円 (株)小松組 10,000円 (株)加藤組 10,000円 中尾建設(株) 10,000円	・ 受領証の控え（写し） ・ 銀行口座の写し
4	会費	300,000	20,000円 × 15社 (株)雇用開発企画、労働移動支援サービス (株)。。。。。。。。。。	・ 受領証の控え（写し） ・ 銀行口座の写し
5	カフェ運営	240,000	1月から12月までの営業利益 売上高300,000円 — 売上原価50,000円 — 一般管理費 10,000円	・ 〇〇簿 ※4
合計		870,000		

※1 協議会が、当該業務に見込んでいた金額から算出してください。

※2 できる限り詳細に記載してください。

※3 書面により、出向元企業から従業員の送り出しを証明してもらってください。（様式自由）

また、出勤簿又はタイムカード等人材の活動日が確認できる資料及び確保した人材の一日の所定労働時間が確認できる資料の写しを添付してください。

※4 利益の算出方法や収益及び費用が確認できる資料の写し

※5 適宜、行を追加してください。

改善計画書（第1期評価基準期間終了時点版）

〇〇〇〇協議会

実績が目標の 50%以下だった アウトカム目標			第1期評価基準期間			第2期評価基準期間				第3期評価基準期間					
			事業1年目 (令和●年度)			事業1年目 (令和●年度)	事業2年目 (令和●年度)			事業2年目 (令和●年度)	事業3年目 (令和●年度)				
			第1	第2	第3		第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
1	(該当するアウトカム目標を記入してください) (例) 合同面接会における雇用・就業者数(人)	目標	0人			0人					0人				0人
		実績	0人												
		達成率(%)	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!									
		事業計画策定時の目標設定の考え方	・当初の目標設定の考え方(積算)、目標設定に向けた取組予定(アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載)												
		1年目の取組状況と未達成の要因分析	・取組の結果判明した問題点、課題等(アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載)												
2		目標達成に向けて次年度に改善すべき点	・問題点、課題に対する対応方針(アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載)												
		目標	0人			0人					0人				0人
		実績	0人												
		達成率(%)	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!									
		事業計画策定時の目標設定の考え方	・当初の目標設定の考え方(積算)、目標設定に向けた取組予定(アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載)												
		1年目の取組状況と未達成の要因分析	・取組の結果判明した問題点、課題等(アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載)												
		目標達成に向けて次年度に改善すべき点	・問題点、課題に対する対応方針(アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載)												

改善計画書（第 1 期評価基準期間終了時点版）

〇〇〇〇協議会

実績が目標の 50%以下だった アウトカム目標			第1期評価基準期間			第2期評価基準期間					第3期評価基準期間							
			事業1年目 (令和●年度)			事業1年目 (令和●年度)	事業2年目 (令和●年度)			事業2年目 (令和●年度)	事業3年目 (令和●年度)	事業3年目 (令和●年度)						
			第1	第2	第3		第4	第1	第2			第3	第4	第1	第2	第3	第4	
3		目標	0人				0人					0人						0人
		実績	0人															
		達成率(%)	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!												
		事業計画策定時の 目標設定の考え方	・当初の目標設定の考え方(積算)、目標設定に向けた取組予定(アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載)															
		1年目の取組状況 と未達成の要因分析	・取組の結果判明した問題点、課題等(アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載)															
		目標達成に向けて 次年度に改善すべき点	・問題点、課題に対する対応方針(アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載)															

改善計画書（第 2 期評価基準期間終了時点版）

〇〇〇〇協議会

実績が目標の 80%以下だった アウトカム目標			第1期評価基準期間				第2期評価基準期間					第3期評価基準期間					
			事業1年目 (令和●年度)			事業1年目 (令和●年度)	事業2年目 (令和●年度)				事業2年目 (令和●年度)	事業3年目 (令和●年度)					
			第1	第2	第3		第4	第1	第2			第3	第4	第1	第2	第3	第4
1	(該当するアウトカム目標を記入してください) (例) 合同面接会における雇用・就業者数(人)	目標	0人				0人					0人					0人
		実績	0人														
		達成率(%)	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!											
		事業計画策定時の 目標設定の考え方	・当初の目標設定の考え方(積算)、目標設定に向けた取組予定(アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載)														
		1年目の取組状況 と未達成の要因分析	・1年目の取組状況、実績について記載。 ・1年目に目標未達成だった場合、それはなにが要因であると分析していたか等、アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係等も踏まえ可能な限り定量的に記載。(改善計画を提出している場合、改善計画の内容にも触れること)														
		2年目の取組状況 と未達成の要因分析	・2年目の取組の結果判明した問題点、課題等(アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載) ・1年目に改善計画を策定している場合、改善計画の内容を実施してもなお目標未達成だった要因分析も行うこと。														
		目標達成に向けて 次年度に改善すべき点	・問題点、課題に対する対応方針(アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載)														

改善計画書（第 2 期評価基準期間終了時点版）

〇〇〇〇協議会

実績が目標の 80%以下だった アウトカム目標			第1期評価基準期間			第2期評価基準期間					第3期評価基準期間						
			事業1年目 (令和●年度)			事業1年目 (令和●年度)	事業2年目 (令和●年度)			事業2年目 (令和●年度)	事業3年目 (令和●年度)				事業3年目 (令和●年度)		
			第1	第2	第3		第4	第1	第2		第3	第4	第1	第2		第3	第4
2	合同面接会における 事業利用者満足 度（%）	目標	0人				0人					0人					0人
		実績	0人														
		達成率（%）	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!											
		事業計画策定時の 目標設定の考え方	・当初の目標設定の考え方（積算）、目標設定に向けた取組予定（アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載）														
		1年目の取組状況 と未達成の要因分 析	・1年目の取組状況、実績について記載。 ・1年目に目標未達成だった場合、それはなにが要因であると分析していたか等、アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係等も踏まえ可能な限り定量的に記載。（改善計画を提出している場 合、改善計画の内容にも触れること）														
		2年目の取組状況 と未達成の要因分 析	・2年目の取組の結果判明した問題点、課題等（アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載） ・1年目に改善計画を策定している場合、改善計画の内容を実施してもなお目標未達成だった要因分析も行うこと。														
		目標達成に向けて 次年度に改善すべ き点	・問題点、課題に対する対応方針（アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載）														

改善計画書（第 2 期評価基準期間終了時点版）

〇〇〇〇協議会

実績が目標の 8 0 %以下だった アウトカム目標			第 1 期評価基準期間			第 2 期評価基準期間					第 3 期評価基準期間						
			事業 1 年目 (令和●年度)			事業 1 年目 (令和●年度)	事業 2 年目 (令和●年度)			事業 2 年目 (令和●年度)	事業 3 年目 (令和●年度)				事業 3 年目 (令和●年度)		
			第 1	第 2	第 3		第 4	第 1	第 2		第 3	第 4	第 1	第 2		第 3	第 4
3		目標	0 人				0 人					0 人					0 人
		実績	0 人														
		達成率（%）	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!											
		事業計画策定時の 目標設定の考え方	・ 当初の目標設定の考え方（積算）、目標設定に向けた取組予定（アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係を踏まえ記載）														
		1 年目の取組状況 と未達成の要因分 析	・ 1 年目の取組状況、実績について記載。 ・ 1 年目に目標未達成だった場合、それはなにが要因であると分析していたか等、アウトプット目標・アウトカム目標の相関関係等も踏まえ可能な限り定量的に記載。（改善計画を提出している場 合、改善計画の内容にも触れること）														
		2 年目の取組状況 と未達成の要因分 析	・ 2 年目の取組の結果判明した問題点、課題等（アウトプット実績やその他関係する情報について可能な限り定量的に分析し、アウトカム実績にどのように影響したと考えられるのか記載） ・ 1 年目に改善計画を策定している場合、改善計画の内容を実施してもなお目標未達成だった要因分析も行うこと。														
		目標達成に向けて 次年度に改善すべ き点	・ 問題点、課題に対する対応方針（アウトプットのアプローチをどのように変えることでアウトカム実績の向上を図るのか等、具体的に記載）														

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度開始分）
総括報告書

〇〇〇〇協議会

アウトプット目標 事業メニュー名			令和7年度			令和8年度			令和9年度			未達成理由 （達成の場合はその要因）
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
1	合同面接会の開催	高齢者相談者数 （人）	100	95	95.0%	120	110	92%	150	145	97%	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
2					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
3					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	

※行が不足する場合は適宜追加してください。
※列のレイアウトは変更しないでください。
※「目標」・「実績」欄には数字のみ記載してください。単位は「項目」欄の最後に（ ）で記載してください。

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度開始分）
総括報告書

〇〇〇〇協議会

アウトカム目標 事業メニュー名			令和7年度			令和8年度			令和9年度			未達成理由 （達成の場合はその要因）
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
1	合同面接会の開催	参加企業数 （社）	25	23	92.0%	30	28	93%	45	40	89%	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
2					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
3					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	

※行が不足する場合は適宜追加してください。
※列のレイアウトは変更しないでください。
※「目標」・「実績」欄には数字のみ記載してください。単位は「項目」欄の最後に（ ）で記載してください。

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施による
高年齢者の雇用・就業者数について（詳細）

1 重点分野毎の高年齢者の雇用・就業者数実績

(1) ●●分野

		実施 期間計	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野計		0	0	0	0
①	雇用保険適用対象者数	0			
②	①以外の雇用者、起業・創業者、 シルバー人材センターでの就職 者、有償ボランティア数	0			
③	無償ボランティア数	0			

(2) ●●分野

		実施 期間計	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野計		0	0	0	0
①	雇用保険適用対象者数	0			
②	①以外の雇用者、起業・創業者、 シルバー人材センターでの就職 者、有償ボランティア数	0			
③	無償ボランティア数	0			

(3) ●●分野

		実施 期間計	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野計		0	0	0	0
①	雇用保険適用対象者数	0			
②	①以外の雇用者、起業・創業者、 シルバー人材センターでの就職 者、有償ボランティア数	0			
③	無償ボランティア数	0			

(4) その他

		実施 期間計	令和7年度	令和8年度	令和9年度
その他計		0	0	0	0
①	雇用保険適用対象者数	0			
②	①以外の雇用者、起業・創業者、 シルバー人材センターでの就職者、有償ボランティア数	0			
③	無償ボランティア数	0			

2-1 委託費に対する高年齢者の雇用・就業者数1人あたりのコスト(円)

		①精算確定額	②高年齢者の雇用・就業者数	1人あたりコスト(①/②)
実施期間計		円	人	円
	令和○年度	円	人	円
	令和○年度	円	人	円
	令和○年度	円	人	円

2-2 委託費(人件費を除く)に対する高年齢者の雇用・就業者数1人あたりのコスト(円)

		①精算確定額	②高年齢者の雇用・就業者数	1人あたりコスト(①/②)
実施期間計		円	人	円
	令和○年度	円	人	円
	令和○年度	円	人	円
	令和○年度	円	人	円

3 民間等からの資金調達の取組の実施結果

(1) 資金としての獲得

実施期間計	実施した取組内容
円	

(2) 人材としての獲得

獲得した人数	①委託期間終了後も出向により継続的に受け入れている人数	②委託期間終了後、直接雇用に切り替えて継続的に受け入れている人数	③委託期間終了後は受け入れを行っていない人数
人	人	人	人

【仕様書-様式第9号別添2】

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施にかかる効果と課題等について

〇〇〇〇〇協議会

1. 高年齢者の雇用・就業機会の確保にかかる取組について

(1) 効果について

※ 高年齢求職者、企業それぞれの視点からどういった効果・変化がみられたか等

(2) 課題について

※ 取組を継続・拡充していくにあたって留意・検討すべき点はなにか等

2. 地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる取組について

(1) 効果について

※ 事業実施の前後において、地域にどういった変化をもたらすことができたか等

(2) 課題について

※ 地域福祉・地方創生等と就労支援を一体的に実施する際に留意したこと、調整したこと、現行のルール上対応困難であること（取り組みたかったが委託事業等のルール上あきらめたこと）等

3. 民間資金等の確保にかかる取組について

(1) 効果について

※ 資金調達・人材提供別に

(2) 課題について

※ 資金調達・人材提供別に

生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱

(通則)

第1条 生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、高年齢者等の雇用・就業支援の取組と、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取組との連携を緊密にし、また、多様な資金調達の取組も促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し他地域への展開・普及を図ることを目的とする。

(委託先に対する委託の申入れ)

第3条 （都道府県）労働局長（以下「委託者」という。）は、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができ、委託先として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第1号「生涯現役地域づくり環境整備事業受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第4条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から14日以内に、様式第2号「生涯現役地域づくり環境整備事業受託書」（以下「受託書」という。）に様式第3号「生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。実施計画書の記載内容については、「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度開始分）に係る企画書募集事項」（以下「募集事項」という。）に基づき作成され、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課が設置する「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会」において選拔された事業構想に沿ったものとする。

- 2 前条の申入れを受けたものが、委託事業について再委託を行うことを予定する場合は、契約締結前であっても、次条に規定する契約書第8条第2項前段で定めるものと同様の書類を、受託書及び実施計画書と併せて提出するものとする。
- 3 第1項の規定により、受託書を提出した者は、速やかに委託事業を実施する区域内の市町村又は都道府県から様式第4号「同意書」を徴し、委託者を經由して支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長に提出しなければならない。

（実施計画書等の審査及び契約の締結）

第5条 委託者は、前条の規定により受託書を提出した者（以下「受託者」という。）が受託書と併せて提出した実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長は、様式第5号「生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第8条第2項前段の承認を必要とするものとする。

（表明確約）

- 第6条 受託者は、契約書第33条及び第34条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。なお、募集要項に基づき作成、提出された募集要項別紙2-2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」をもって、受託者が確約したものとする。
- 2 受託者は、契約書第33条及び第34条の各号の一に該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降のすべての委託先を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

（契約書）

第7条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(様式第 1 号)

番 号
(元号) 年 月 日

殿

(都道府県) 労働局長 印

生涯現役地域づくり環境整備事業受託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第 2 号「生涯現役地域づくり環境整備事業受託書」及び様式第 3 号「生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画書」を提出いただくようお願いいたします。

記

- 1 委 託 事 業 名 生涯現役地域づくり環境整備事業
- 2 委託事業の内容 「生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱」に基づく事業の実施
- 3 委 託 期 間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで

(様式第 2 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業受託書

(元号) 年 月 日付職発第 号により委託の申入れのあった
「生涯現役地域づくり環境整備事業」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第 3 号「生涯現役地域づくり環境整備
事業実施計画書」のとおりです。

(様式第 3 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画書

生涯現役地域づくり環境整備事業については、別紙 1 の生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙 2 のとおりです。また、当該計画実施にあたり誤送付等の防止対策として、別紙 3 の生涯現役地域づくり環境整備事業送付手順書及びアップロード手順書のとおり実施します。

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画

受託者名

委託事業の事項		委託事業の内容	
		地域高年齢者就業機会確保計画に基づき、以下のとおり実施する。	
(x) 誤送付等の防止対策		(x) 送付手順書及びアップロード手順書の作成及び作業への徹底	
事業期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 年度毎に作成すること。

別紙 2

生涯現役地域づくり環境整備事業費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

※ 年度毎に作成すること。

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業送付手順書及びアップロード手順書

個人情報等（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準において定義付けされている機密性 2 情報及び機密性 3 情報）の適切な取扱い及び漏えい防止を徹底するため下記のとおり実施します。また、情報セキュリティインシデントが発生した際は速やかに報告致します。

記

(1) メール誤送付

ア メール宛名間違い

- ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。

イ BCC を TO、CC 送付

- ① 宛先が BCC かをダブルチェックする。
- ② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。

ウ 誤情報送付

- ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。
- ② 要機密情報を暗号化する。
- ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。）

(2) FAX 先誤り

- ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。
- ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。
- ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。

(3) 郵送誤り

宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。

(4) 手渡し誤り

手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。

(5) 誤アップロード

アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。

(6) その他

(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。

(様式第 4 号)

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 殿

((都道府県) 労働局長経由)

同意書

【市町村又は都道府県】は、令和 年 月 日付け【番号】で〇〇協議会（以下「協議会」という。）が受託した生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「本件事業」という。）に関し、下記の内容について同意します。

記

- 1 本件事業の終了等に伴い、協議会が解散する場合は、【市町村又は都道府県】が、本件事業の実施に当たって協議会が有していた事業構想提案書、実績報告書や各種会計書類等の文書（電磁的記録を含む。）を引き継ぐこと。
- 2 本件事業について国及び協議会間で締結される「生涯現役地域づくり環境整備事業（委託書）」（以下「本件契約」という。）に関し、国が協議会に対して債務（返還金、加算金及び損害賠償金等の支払を含む。以下「本債務」という。）の履行を通知した場合において、協議会が当該通知を受領した日から 90 日以内に当該債務を履行しないときは、直ちに、【市町村又は都道府県】が、当該不履行により国に生じた損失（未履行の返還金、加算金及び損害賠償金に相当する額の損失を含むが、これらに限られない。）を補償すること。なお、本件契約の解除、本債務の消滅及び協議会解散によっても、【市町村又は都道府県】による上記損失の補償は免れられないこと。
- 3 【市町村又は都道府県】が、適時に、本同意書の提出及び前 2 項に記載された内容の履行に関して必要な地方自治法その他の法令等に基づく手続きを採ること。

以上

令和 年 月 日

【地公公共団体名】

【〇〇市町村長又は〇〇知事】 〇〇 〇〇

(様式第 5 号)

生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書

生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく（元号） 年度における事業（以下「委託事業」という。）の委託について、支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長（氏名）（以下「甲」という。）と受託者名（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第 1 条 （都道府県）労働局長（以下「委託者」という。）は、委託事業の実施を乙に委託する。

（委託事業の実施）

第 2 条 乙は、生涯現役地域づくり環境整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）、委託要綱及び別紙 1 「生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき委託事業を実施しなければならない。

（委託期間）

第 3 条 委託事業の委託期間は、（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日までとする。

（委託費の支払）

第 4 条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙 2 「生涯現役地域づくり環境整備事業委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）にしたがって使用しなければならない。

4 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、経費区分 4 以外の経費について財務大臣に協議し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をすることができる。

5 仕様書 10 で定める成果に連動した委託費の支払いは、仕様書 10（1）に定める評価基準期間における実績に基づき、仕様書 10（2）①②に定めるところにより算

定した加減算額を用いて精算する。なお、仕様書10（2）②の定めに基づき加算して支払われた委託費については、仕様書10（3）に記載のとおり、乙の活動成果として調達された資金と同様に、環境整備事業終了後も各地域での取組が持続していくという目的の達成に資するよう、事業年度（最終年度においては委託期間）を超えて、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進するための活動に充てることができる。

- 6 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は第4項の概算払を請求するときは、官署支出官（都道府県）労働局長（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第6号「生涯現役地域づくり環境整備事業委託費支払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第6号別紙を添付して提出するものとする。
- 7 官署支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。
- 8 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める約定期間内に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（以下「告示」という。）に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（国庫債務負担行為に係る契約の特例）

第5条 前条第1項の交付金額に基づく、国庫債務負担行為に係る会計年度毎の委託費の支払限度額は次のとおりとする。

令和7年度 金〇〇〇,〇〇〇円

令和8年度 金〇〇〇,〇〇〇円

令和9年度 金〇〇〇,〇〇〇円

- 2 甲は、予算上の都合により必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託事業等の変更等）

第7条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第7号「生涯現役地域づくり環境整備事業変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。

（1）委託事業の内容を変更するとき

（2）国の予算額に変更があったとき

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第8号

「生涯現役地域づくり環境整備事業変更承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）

(2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び民間等からの資金調達に関する成果連動支払分並びに消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の 20% 以内で変更を行う場合を除く。）

3 委託者が、前 2 項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第 9 号「生涯現役地域づくり環境整備事業変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。

4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第 10 号「生涯現役地域づくり環境整備事業中止（廃止）承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

（再委託の承認）

第 8 条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第 11 号「生涯現役地域づくり環境整備事業再委託承認申請書」を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には、委託要綱様式第 12 号「生涯現役地域づくり環境整備事業再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を要しない。

(1) 当該再委託に係る契約金額が 50 万円未満の場合

(2) その他、甲が不要と判断する場合

3 乙は、委託事業を第三者に再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、すべての責任を負わなければならない。

4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（委託契約の履行体制に関する書類の提出）

第 9 条 乙は、再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した委託要綱様式第 13

号「履行体制図届出書」を委託者経由で甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに委託要綱様式第 14 号「履行体制図変更届出書」を委託者経由で甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(他用途使用等の禁止)

- 第 10 条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出をしてはならない。

(財産の帰属)

- 第 11 条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第 12 条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応するものとする。

- 2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第 15 号「財産処分承認申請書」を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

- 4 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了（第 7 条第 4 項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「終了等」という。）したときは、これを甲に返還しなければならない。

(金券及び消耗品の取扱い)

第 13 条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しなければならない。

(支払状況の確認)

第 14 条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化しなければならない。

2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払で行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うものとする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うものとする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。

3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

(関係書類の整備・保存等)

第 15 条 乙は、委託費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施状況の報告)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し、委託要綱様式第 16 号「生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況報告書」の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により委託者から生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況報告書の提出を求められた場合は、その要求があった日から 20 日以内に提出しなければならない。

3 委託者は、生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況報告書の内容から必要があ

ると認める場合は、当該業務の実施について指示をすることができる。

（実施に関する監査等）

第 17 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、報告をさせ又は質問するなどの監査を行うことができる。

この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

- 2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができる。この場合において、乙は、再委託先をして当該措置に応じさせなければならない。

（業務完了報告書の提出）

第 18 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 17 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

- 2 業務期間が複数年度に渡る場合は、国の会計年度の末日（休日の場合は直前の営業日）までに業務完了報告書を提出しなければならない。

（検査の実施）

第 19 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は国の会計年度の末日（休日の場合は直前の営業日）のいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

- 2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙が負担しなければならない。
- 3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用するものとする。

（実施結果報告書の提出）

第 20 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日（休日の場合は直前の営業日）のいずれか早い日までに委託要綱様式第 18 号「生涯現役地域づくり環境整備事業実施結果報告書」を委託者に提出しなければならない。

（委託費の精算等）

第 21 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日（休日の場合は直前の営業日）のいずれか早い日までに委託要綱様式第 19 号「生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書」を、委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等における出入金の状況及び内容が、生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書の支出

額・残額と齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第 20 号「生涯現役地域づくり環境整備事業委託費確定通知書」により委託者を經由して乙に通知するものとする。ただし、第 4 条第 4 項ただし書の規定による概算払を行った場合において、乙に支払った委託費及び委託費により発生した収入を加算した額が確定額を上回るとき又は乙に支払った委託費の残額、委託費により発生した収入および減算額を加算した額が資金調達の実績に応じた加算額を上回るときは、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第 21 号「生涯現役地域づくり環境整備事業委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を經由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第 5 条第 1 項に規定する委託費の限度額と、委託事業に要した額及び仕様書 10 (2) ②で定める民間資金等からの資金調達の実績に応じた加算額の合計額を経費区分毎に比較し、いずれか低い額をもって行う。その上で、仕様書 10 (2) ①で定める高年齢者の雇用・就業者数の実績に応じた減算が必要な場合には、人件費、管理費、事業費の各経費区分について減算し、確定する。
- 4 乙は、第 2 項前段に規定する委託要綱様式第 20 号により通知を受けたときは、直ちに官署支出官に対して、委託要綱様式第 6 号を提出するものとする。

(延滞金及び加算金)

- 第 22 条 乙は、前条第 2 項ただし書に規定する委託費の残額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、告示に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を加算して返納しなければならない。
- 2 乙は、前条第 2 項ただし書に規定する収入を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年 3. 0 %の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。
 - 3 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、さらに委託費を受領した日の翌日から、支払をする日までの日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないものとする。
 - 4 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - 5 乙は、第 3 項に規定する委託費の返還について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額

に対し年3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。延滞金、元本（返還する委託費）及び第3項の規定による加算金の弁済の充當の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

（損害賠償）

第23条 乙は、本契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

2 甲は、第28条第1項第7号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。

3 乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項に規定する損害賠償金について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

（公表等の制限）

第24条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

（守秘義務等）

第25条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第26条 乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第22号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。

3 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

- 4 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が本契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 23 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 24 号「個人情報管理状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができる。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を第三者に再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 27 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除等)

第 28 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、競争参加資格に定めた事項に違反したことにより行政処分を受け又は送検されたとき
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき
- (4) 第 17 条に規定する監査において、関係書類及び資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は質問に対して回答せず若しくは虚偽の回答をするなどして監査を拒んだとき（再委託先にこれらの行為をさせ委託先をして監査を拒ませたときを含む。）
- (5) 第 21 条第 1 項の規定に基づき提出する生涯現役地域づくり環境整備事業精

算報告書その他委託事業に関し乙が行う甲への報告（第 17 条の報告を除く。）
において、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき

（6）本契約に違反したとき

（7）この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

- 2 甲は、前項の規定により、契約を全部解除したときは、第 21 条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、前項各号に規定する事由について故意又は重大な過失がないことを、乙が客観的かつ合理的な証拠により立証した場合を除き、甲は委託費の一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができる。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

（契約の解除に係る違約金）

第 29 条 前条第 1 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 30 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下次条において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同

法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第31条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する延滞金)

第32条 乙は、第29条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第33条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 34 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第 35 条 乙は、契約後に下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降のすべての委託先を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）が第 33 条及び前条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 36 条 甲は、第 33 条、第 34 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 33 条、第 34 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 乙は、前項に規定する損害賠償金について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 37 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 38 条 甲は、第 19 条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(疑義の決定)

第 39 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(紛争等の解決方法)

第 40 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた紛争については、その都度、甲と乙が協議のうえ、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

(元号) 年 月 日

甲

住 所

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名)

印

乙

住 所

受託者名 (役職) (氏名)

印

別紙 1

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 年度毎に作成すること。

別紙 2

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費交付内訳
((元号) ○年度)

委託対象経費区分	委託費の額
1 人 件 費	円
2 管 理 費	円
3 事 業 費	円
4 民間等からの資金調達 に関する成果連動支払分	円
5 消 費 税	円
合 計	円

- ※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。
- ※ 年度毎に作成すること。
- ※ 委託対象経費区分 4 は、第 2・3 期評価基準期間における成果をもとに精算払いされる委託費の最大額を記載すること。

(様式第 6 号)

番 号
(元号) 年 月 日

官署支出官

(都道府県) 労働局長 殿

住所

受託者名

登録番号 (任意)

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費支払請求書

(元号) 年 月 日付け契約を締結した生涯現役地域づくり環境整備事業の実施に係る経費として下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也
((任意) うち、消費税額 (及び地方消費税額) 金 円 (税率 10%))

2 振込先

振込先金融機関・店舗名

預 金 種 別

口 座 番 号

(カ ナ 名 義)

口 座 名 義

名 義 人 住 所

別紙

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費 請求金額（（元号） 年 月）

（単位：円）

委託契約額	支 払 済 額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第 7 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(受託者) 殿

(都道府県) 労働局長 印

生涯現役地域づくり環境整備事業変更通知書

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第 8 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業変更承認申請書

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画を下記により別紙 1 及び別紙 2 のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 当初契約額
- 4 変更後契約額

別紙 1

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画（（元号）○年度）

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 年度毎に作成すること。

別紙 2

生涯現役地域づくり環境整備事業費積算内訳（（元号）○年度）

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

※ 年度毎に作成すること。

(様式第9号)

生涯現役地域づくり環境整備事業変更委託契約書

(元号) 年 月 日付けで、支出負担行為担当官(都道府県)労働局総務部長(氏名)(以下「甲」という。)と受託者名(役職)(氏名)(以下「乙」という。)との間で締結した「生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書」について、当該契約書第7条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書(以下「契約書」という。)第4条第1項中「金〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円)」を「金〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円)」に変更する。
- 2 契約書別紙1「生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 契約書別紙2「生涯現役地域づくり環境整備事業委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

(元号) 年 月 日

甲 住 所

支出負担行為担当官

(都道府県)労働局総務部長 (氏名) 印

乙 住 所

受託者名(役職) (氏名) 印

別紙 1

生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日		
委託費の額	円		

別紙 2

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費交付内訳

(単位：円)

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増 △ 減
1 人 件 費			
2 管 理 費			
3 事 業 費			
4 民間等からの資金調達に 関する成果連動支払分			
5 消 費 税			
合 計			

※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。

※ 委託対象経費区分 4 は、第 2 ・ 3 期評価基準期間における成果をもとに精算払いされる委託費の最大額を記載すること。

(様式第 10 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業中止（廃止）承認申請書

生涯現役地域づくり環境整備事業を下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間（廃止年月日）

(様式第 11 号)

番 号
(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業再委託承認申請書

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

1 再委託の相手方

住 所
氏 名

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力

5 再委託を行う金額

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 12 号)

番
(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業再委託内容変更承認申請書

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施にあたり、その一部を再委託することとし、(元号) 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 13 号)

番
(元号) 年 月 号
日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 殿

受託者名

履行体制図届出書

生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出します。

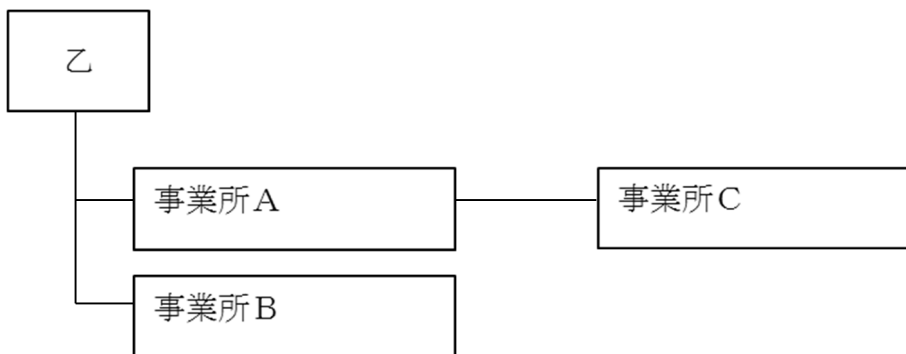
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業所名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第 14 号)

番
(元号) 年 月 号
日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 殿

受託者名

履行体制図変更届出書

生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

(様式第 15 号)

番
(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 殿

受託者名

財産処分承認申請書

今般、生涯現役地域づくり環境整備事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 12 条第 3 項の規定により申請します。

記

1. 財産の品目
2. 数量
3. 取得年月日
4. 取得価格
5. 取得後の使用状況
6. 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 16 号)

番
(元号) 年 月 号
日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況報告書

生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況を別紙により報告します。

別紙

生涯現役地域づくり環境整備事業実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

内 容		備 考
計 画	実 施 状 況 及 び 見 込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位：円)

区 分	受 入 済 額	今 後 の 受 入 予 定 額	合 計	備考

(2) 支出

(単位：円)

区 分	支 出 済 額	今 後 の 支 出 予 定 額	合 計	備考

(様式第 17 号)

番 号
(元号) 年 月 日

検査職員

(都道府県) 労働局職業対策課

(氏名) 殿

受託者名

業務完了報告書

契約件名 生涯現役地域づくり環境整備事業

上記の業務について、(元号) 年 月 日をもって完了したので、生涯現役
地域づくり環境整備事業委託契約書第 18 条第 1 項の規定に基づき報告します。

(様式第 18 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業実施結果報告書

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施結果について別紙のとおり報告します。

別紙

生涯現役地域づくり環境整備事業実施結果

受託者名

計画内容	具体的実施状況	備考

(様式第 19 号)

番
(元号) 年 月 号
日

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 殿
((都道府県) 労働局経由)

受託者名

生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書

生涯現役地域づくり環境整備事業の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告 (別紙 1 のとおり)

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額	金	円也
(4) 雑収入 (預金利息等)	金	円也
(5) 減算額	金	円也
(6) 加算額	金	円也
(7) 返還額	金	円也

2 委託費支出内訳明細 (別紙 2 のとおり)

別紙 1

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費支出等実績

受託者名

(単位：円)

区 分	委託契約額	流 用 増 減 額	①流用後 の額	②概算払に より受領済 の委託費	③支出額	④差引額 (①又は② －③)	⑤雑収入 (預金利息 等)	⑥減算額 (①、②又は ③×減額率)	⑦加算額	⑧返還額 (④＋⑤＋⑥ －⑦)	備 考
1. 人件費											
2. 管理費											
3. 事業費											
4. 民間等 からの資 金調達に 関する成 果連動支 払分											
5. 消費税											
合 計											

※④差引額は、経費区分毎に②＞③である場合のみ記載すること。ただし、概算払により委託費を受領済である場合は、経費区分ごとに②＞③である場合のみ記載すること。なお、いずれも民間等からの資金調達に関する成果連動支払分は除くこと。

※⑥減算額は、民間等からの資金調達に関する成果連動支払分を除く①、②又は③のいずれか低い金額に対して減額率を乗じた上で、経費区分1、2及び3の減算額より消費税を算出すること。

別紙 2

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備考
	円	
合 計	円	

(様式第 20 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 印

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費確定通知書

(元号) 年 月 日付け「生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書」により契約を締結した生涯現役地域づくり環境整備事業の実施に係る委託費の額については、(元号) 年 月 日付け生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書に基づき、生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 委 託 契 約 額 | 金 | 円也 |
| 2 | 確 定 額 | 金 | 円也 |

(様式第 21 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 (氏名) 印

生涯現役地域づくり環境整備事業委託費確定通知及び返還命令書

(元号) 年 月 日付け「生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書」により契約を締結した生涯現役地域づくり環境整備事業の実施に係る委託費の額については、(元号) 年 月 日付け生涯現役地域づくり環境整備事業精算報告書に基づき、生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 21 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、①確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入について〔②資金調達の実績に応じた加算額を超えた、既に交付した委託費の残額及び交付した委託費により発生した収入並びに減算額を加算した金額〕は、生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 21 条第 2 項ただし書の規定により (元号) 年 月 日までに下記金額を返還するよう命じます。

記

1	委 託 契 約 額	金	円也
2	確 定 額	金	円也
3	返 還 額	金	円也
①	委託費の残額		円
②	預 金 利 息		円
③	減 算 額		円
④	加 算 額		円

(様式第 22 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

個人情報保護管理及び実施体制報告書

生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 26 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 23 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書
(第〇報)

受託者名 発生場所

委託者への本報告書発送年月日 年 月 日 曜日 (発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 24 号)

番 号
(元号) 年 月 日

(都道府県) 労働局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書第 26 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について

1 評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課（以下「事務局」という。）に生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」という。）の企画書評価のため、生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 評価委員会は、提出された環境整備事業に係る企画書の内容について、評価を行う。また、環境整備事業の最終評価等を行う。
- (3) 評価委員会の委員は、高齢者雇用や地域福祉、自治体事業等についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱する。

2 企画書の評価

- (1) 提案のあった企画書（仕様書 6（2）の規定に基づき、評価委員会に諮らずに国において不採択とされたものを除く。）について、「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準」に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する（加点項目を除く）。

なお、再応募の協議会については、前回採択された環境整備事業を踏まえた内容になっていることも含め採点する。

ア 事業戦略

短期的及び中長期的に地域が目指す姿や目標が明確であり、それに向けた戦略として、環境整備事業の実施による実現可能性が十分であること。

イ 事業実施の準備

高年齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源（企業や就業・社会参加の場）について、適切に把握・分析を行い明確に示されていること。

地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえて適切に重点業種を設定していること。

ウ 事業実施の体制

多様な雇用・就業等の機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自走に向けた資金調達の推進等の本事業の目的に照らし、協議会が、必要な実績を有し、多様性のある地域の関係者によって適切に構成されていること。また、協議会メンバーが主体的に連携・協力できると期待できること（コンサルタント任せの体制等になっていないこと）。

協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっている

こと。

地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内の関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっていること。

エ 事業内容

本事業と一体的に展開される自治体事業等について、本事業終了後にも地域のプラットフォームとして安定的に機能すると期待できること。また、本事業との連携の具体的な方法と期待する相乗効果が十分検討されていること。

支援対象者及び就業形態の範囲について、地域の課題解決に向けて適切に設定していること。

支援メニューの内容について、地域において設定した支援対象者や重点業種等を踏まえ、具体的かつ効果的な内容となっていること。

オ 事業の効果

アウトプット・アウトカム目標が、客観的かつ各支援メニューと整合性があり、支援メニューの効果を判断するための適切な指標となっていること。

アウトプット・アウトカム目標値（高年齢者の雇用・就業者数を除く）について、地域内人口や企業数等を考慮した上で、適切に算出されているか。

事業実施期間の取組は、仕様書で提示された各年度において期待される取組の質的目標を踏まえて、事業実施期間中の取組を拡張し、事業終了後の持続可能性を高めるよう設計されていること。

カ 事業実施後の持続

本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されていること。

本事業終了後の協議会の持続に向けた内容が、実現可能性の観点から無理のない想定が成されていると考えられること。

本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえること（計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する）。

- (2) (1) による採点の結果を一覧（別紙1）に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点（57点×7人＝399点）を超えた提出者を契約候補者とし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、総得点の高い契約候補者から順に予算の範囲内で契約を締結することとする。

なお、同一の評価項目について、2人以上の委員から審査基準「失格」の評価を受けた企画書の提案者は契約候補者として選定しない。ただし、評価委員会からの指摘等に基づき事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件を付すことにより、事業目的等の達成が見込まれる場合にはこの限りでない。

(3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数と同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

3 企画書評価結果の報告

評価委員会は、事務局を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。各労働局支出負担行為担当官は、企画書の提出者に対して評価結果を通知する。なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

4 事業の継続の判断及び総括評価

環境整備事業の実施状況、アウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況などを踏まえ、「生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について」（別紙2）に基づき、事業の継続の可否を判断するとともに、各事業の最終年度の終了後、3年間の総括評価を行う。

生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準

〇〇協議会

委員 〇〇 〇〇

〇／95(105)

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点57点

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
事業戦略 5	明確な 事業目標・戦略	短期的及び中長期的に地域が目指す姿や目標が明確であり、それに向けた戦略として、環境整備事業の実施による実現可能性が十分であるか(事業構想全体が、目標の実現可能性のあるものとして成立しているか)。		5	4	3	1	0
事業実施 の準備 10	地域の課題や地域資源の把握・分析	高年齢者等の雇用・就業機会の確保に関し、計画区域内の地域の実情や課題、区域内の地域資源(企業や就業・社会参加の場)について適切に把握・分析を行い、明確に示されているか。		5	4	3	1	0
	課題解決に向けた重点業種の設定	把握・分析した地域の課題解決に向け、計画区域内の状況を踏まえた適切な重点業種を設定しているか。		5	4	3	1	0
事業実施 の体制 20	協議会の構成(2倍)	多様な雇用・就業機会の確保や、地域福祉や地方創生等との連携促進、将来の自走に向けた資金調達の推進等の本事業の目的に照らし、協議会は、必要な実績を有し多様性のある地域の関係者によって、適切に構成されているか。また、協議会は、メンバーが主体的に連携・協力できると期待できるか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。		10	8	6	失格	
	協議会における役割と責任	協議会を構成するそれぞれのメンバーについて、協議会に参画する趣旨や、本事業の実施において期待される主な役割や実施する取組の内容が明確になっているか。		5	4	3	失格	
	計画策定自治体内の連携体制	地域において既に定着している地域福祉や地方創生等の取組と本事業との一体的な展開を促進する観点から、自治体内の関係部署の協力・連携体制と各部署の主な役割は十分明確になっているか。		5	4	3	失格	
事業内容 20	自治体事業等との連携(2倍)	地域福祉や地方創生等の取組と本事業との連携内容が具体的であり、期待する相乗効果が十分検討されているか。		10	8	6	2	0
	事業対象の適格性	支援対象者及び就業形態の範囲は、地域の課題解決に向けて適切に設定されているか。		5	4	3	1	0
	支援メニューの効果	支援メニューの内容は、地域において設定した支援対象者や重点業種等を踏まえ、具体的かつ効果的な内容となっているか。		5	4	3	1	0
事業の効果 10	アウトプット・アウトカム目標内容の適格性	アウトプット・アウトカム目標は、客観的かつ各支援メニューと整合性があり、支援メニューの効果を判断するための適切な指標となっているか。		5	4	3	1	0
	アウトプット・アウトカム目標値の適格性	アウトプット・アウトカム目標値(高年齢者の雇用・就業者数を除く)について、地域内人口や企業数等を考慮した上で、適切に算出されているか。		5	4	3	1	0
事業実施 後の持続 20	事業終了後の協議会のあり方	本事業終了後の協議会の持続に向けて、現時点で想定する具体的な取組内容やスケジュール、協議会の体制等について明確に示されているか。		5	4	3	失格	
	事業終了後の協議会構想実現可能性(2倍)	本事業終了後の協議会の持続に向けた内容は、実現可能性の観点から無理のない想定がされていると考えられるか。		10	8	6	失格	
	資金調達計画の具体性	本事業終了後の取組の継続に向けた資金調達の計画は、現実的なものといえるか(計画上の記載内容に加え、過去の資金調達の実績等があればそれを踏まえ判断する)。		5	4	3	1	0
小計			0					

→次頁へ続く

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
目標設定に関する指標 10	アウトカム目標の量的評価 (雇用・就業者数)	2年度目及び3年度目アウトカム目標(高年齢者の雇用・就業者数)の平均値に係る対象地域の60歳以上高齢者人口1,000人当たりの人数※1 A 10.0人以上 B 5.0人以上10.0人未満 C 3.0人以上5.0人未満 D 1.1人以上3.0人未満 E 1.1人未満		10	8	6	2	失格
小計			0					

評価項目		評価基準	配点	配点
協議会設立要件 5	既存プラットフォーム機能の活用	事業実施主体となる協議会について、新規に設立するのではなく、既存のプラットフォーム機能を基盤として高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会に位置づけている。		5
小計			0	

評価項目		評価基準	配点	配点
ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標※2	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※3		5
		3段階目 ※4 (認定基準5つのうち全て○)		4
		2段階目 ※4 (認定基準5つのうち3～4つ○)		3
		1段階目 ※4 (認定基準5つのうち1～2つ○)		2
		行動計画 ※5		1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん ※6		5
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※7		3
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※8		3
		トライくるみん ※9		3
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10		2
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			4
小計		0		
合計		0		

→次頁へ続く

- ※1 以下の計算式により算出する。
(2年度目の目標値+3年度目の目標値)/2/(60歳以上人口(令和2年度国勢調査より)/1,000)(1,000人未満切り捨て)
- ※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。
- ※3 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。
- ※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正法令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(※9の認定と除く。)
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

事業の実施期間は最大 3 年度間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記の事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続等基準」という。）に基づき、事業継続の可否等を決定します。

継続等基準

ア 第 1 期の評価基準期間の実績に基づく措置

令和 7 年度第 2 次募集により採択された協議会については、第 1 期評価基準期間の実績に基づく措置はございません。

イ 第 2 期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第 2 期のアウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、事業 3 年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第 2 期のアウトカム実績が目標の 8 割以下の支援メニューは、事業 3 年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

【参考：評価基準期間】

- ・ 第 1 期 なし
- ・ 第 2 期 事業 1 年目の第 4 四半期から事業 2 年目の第 3 四半期まで
- ・ 第 3 期 事業 2 年目の第 4 四半期から事業 3 年目の第 3 四半期まで

（文書番号）

令和〇年〇月〇日

企画書提出者 殿

支出負担行為担当官

（都道府県）労働局総務部長 印

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）

の採択について（通知）

貴〇〇から提案のあった生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）の事業構想について、生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会において事業内容を審査した結果、採択することとしましたので通知します。

(文 書 番 号)

令和〇年〇月〇日

企画書提出者 殿

支出負担行為担当官

(都道府県) 労働局総務部長 印

生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）

の不採択について（通知）

貴〇〇から提案のあった生涯現役地域づくり環境整備事業（令和7年度第2次募集）の事業構想について、生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会において事業内容を審査した結果、不採択となりましたので通知します。

生涯現役地域づくり環境整備事業に関するQ & A

厚生労働省職業安定局高年齢者雇用対策課
令和7年7月

目次

【1. 総論的な事項】	5
Q 1-1:環境整備事業の概要及び趣旨を教えてください。	5
Q 1-2:環境整備事業の実施期間（契約期間）を教えてください。	5
Q 1-3:環境整備事業の実施が可能な地域を教えてください。また、都道府県単位で実施することはできますか。	5
Q 1-4:環境整備事業の実施主体はどこになりますか。市町村等が環境整備事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。	6
Q 1-5:協議会について教えてください。	6
Q 1-6:生涯現役促進地域連携事業（以下「地域連携事業」といいます。）を受託していた協議会が環境整備事業を受託することは可能でしょうか。	6
Q 1-7:環境整備事業による支援対象者の範囲を教えてください。	7
Q 1-8:これまで環境整備事業に採択された協議会において、環境整備事業に再応募することは可能でしょうか。	7
【2. 事業構想提案書に関する事項】	8
Q 2-1:事業構想提案書を策定するにあたって、実施区域を協議会が所在する市区町村の一部地域に限定することは可能でしょうか。	8
Q 2-2:重点業種（地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種）を複数設定することは可能でしょうか。	8
Q 2-3:事業構想提案書の策定主体は協議会でしょうか、市町村等でしょうか。	8
【3. 地域計画に関する事項】	9
Q 3-1:環境整備事業を実施するために必要な高年齢者雇用安定法第34条第1項に定める地域計画について教えてください。	9
Q 3-2:地域計画の厚生労働大臣への同意協議は、いつ、どのように行うのでしょうか。環境整備事業を実施するまでの大まかな流れとともに教えてください。	9
【4. 協議会に関する事項】	10
Q 4-1:協議会は、いつ設置すればよいのでしょうか。	10
Q 4-2:労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょうか。	10
Q 4-3:仕様書の「4（1）②協議会の組織と運営【事務局の機能】」にある「ア 事業統括員」及び「イ 支援員」は、必ず配置する必要があるのでしょうか。また、環境整備事業の専任でなければならないのでしょうか。	10
Q 4-4:協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当該協議会は労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用事業所になりますか。	10
Q 4-5:協議会は、環境整備事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。	10
Q 4-6:環境整備事業の終了等により市町村等を構成員とする協議会が解散した場合、市町村等が環境整備事業に関する文書を引き継ぐことになりますが、将来的に、環境整備事業の委託者である労働局が会計検査院の監査を受検することになった場合、市町村等も受検の対象になりますか。	11
Q 4-7:環境整備事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者となり	

ますか。.....	11
Q 4－8：環境整備事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者となり ますか。.....	11
Q 4－9：協議会の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の給与事務・税処理等について、社会保 険労務士等へ委託することは可能でしょうか。.....	11
【5．事業の実施に関する事項】	12
Q 5－1：環境整備事業において想定される支援メニューはどういったものでしょうか？	12
Q 5－2：環境整備事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業から 求人募集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか？	12
Q 5－3：環境整備事業による支援メニューとして、協議会独自のHP等を作成し、活動実績の広報 を行うほか、労働者になろうとする者（地域内高齢者等）に対し労働者の募集を行う者（地域内 企業）の情報を提供することは可能でしょうか。.....	12
Q 5－4：環境整備事業の支援メニューとして、高齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成金の 支給を行うことは可能でしょうか。.....	12
Q 5－5：シルバー人材センターの既会員を環境整備事業の支援対象者とすることは可能でしょうか。	12
Q 5－6：シルバー人材センター事業との重複が生じることがあると思われるが、どのように捉えれ ばよいか。.....	13
Q 5－7：環境整備事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとしても 問題ないでしょうか。.....	13
Q 5－8：協議会が職業紹介事業の許可を有していないことから、市町村等が実施する無料職業紹介 所へ支援対象者を誘導しています。同無料職業紹介所を通じて支援対象者が雇用された場合、アウ トカム実績として計上することは可能でしょうか。.....	13
Q 5－9：環境整備事業で収益事業を実施することは可能でしょうか。.....	13
Q 5－10：地域連携事業で実施した内容に類似した支援メニューを実施することは可能でしょうか。	14
【6．事業の目標に関する事項】	15
Q 6－1：環境整備事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、ど のように設定したら良いのでしょうか？また、目標設定にあたって、地域の企業や高齢者等に対 するニーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要があります か。.....	15
Q 6－2：指標はいくつ設定すればよいのでしょうか。.....	15
Q 6－3：事業１年度目に高齢者の雇用・就業者数に係る目標値は設定しなくてもよいのでしょうか。	15
Q 6－4：各地域における高齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準について、ここでいう高年 齢者とは何歳以上の者を指すのでしょうか。.....	16
Q 6－5：「環境整備事業を利用した高齢者の雇用・就業者数」及び「環境整備事業を利用した高年 齢者以外の雇用・就業者数」の内訳については自由に設定しても良いのでしょうか。.....	16
Q 6－6：アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を求められ ることはありますか。.....	16

Q 6－7:事業継続の可否の判断について教えてください。	16
Q 6－8:アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできる のでしょうか。	17
【7. 事業の経費に関する事項】	18
Q 7－1:環境整備事業の実施に係る各年度の予算（年度計）の上限額を教えてください。また、必要 経費を概算する際の考え方について教えてください。	18
Q 7－2:事務局を設置する事務所の賃貸借料や環境整備事業の周知・広報に係るリーフレットの印 刷代等についても対象経費に含まれるのでしょうか。	18
Q 7－3:他の団体の職員が、環境整備事業の事務局の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）とし て兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は環境整備事業の対 象経費に含まれるのでしょうか。	18
Q 7－4:仕様書の「8（3）必要経費の概算に係る留意事項」には、環境整備事業の対象経費として 事務局の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられて いますが、当該職員の社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分も、環境整備 事業の対象経費に含まれるのでしょうか。	19
Q 7－5:事業統括員、事業推進者の超過勤務手当に係る人件費に不足が生じた場合、管理費及び事 業費から流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。	19
Q 7－6:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借す る場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。	19
Q 7－7:環境整備事業の実施に当たって、自動車のリースは可能でしょうか。	19
Q 7－8:自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。	19
Q 7－9:労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出することは可 能でしょうか。	20
Q 7－10:環境整備事業の支援メニューとして、高年齢者等や企業を対象としたセミナーを実施する 場合、セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はあるのでしょうか。	20
Q 7－11:環境整備事業の受託に当たっては、国から支払われる委託費の管理のため、協議会におい て新たに「専用口座」を設けなければならないのでしょうか。	20
Q 7－12:事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、環境整備事業の対象経費に含まれるので しょうか。	20
Q 7－13:事業に必要な経費は、協議会に対し、どのようなタイミングで支払われますか。	20
Q 7－14:仕様書の「11（2）②ア 継続等基準」に該当し、事業の継続が不可となった（委託契約が 解除された）ことに伴い、事業推進者に対して解雇予告手当を支払うこととなった場合、委託費か ら支出することは可能でしょうか。また、委託契約の解除に伴い、施設の賃貸借契約やパソコン等 のリース契約を途中解約し、違約金が発生した場合、委託費から支出することは可能でしょうか。	21
Q 7－15:環境整備事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会の構成員が支援メニューを実施 する場合、再委託の手続きは必要でしょうか？	21
【8. 民間資金等の調達に関する事項】	22
Q 8－1:民間資金等の調達について、仕様書の「5（2）民間等からの資金調達の試行」において、	

支援によって対価を得ることはできないとありますが、委託事業における支援の結果としてマッチングした就労先企業から、マッチングの対価を受け取ることはできないという理解で良いでしょうか。また、その理解でよい場合も、委託事業終了後にそのように収益事業化することは問題ないでしょうか。.....	22
Q 8－2：民間資金等の調達内容について、企業等からの会費の拠出も対象となっていますが、会員企業から会費を徴収する場合、会費であれば支援をしても対価性はなく、手数料にはあたらないという理解で良いでしょうか。.....	22
Q 8－3：民間資金等の調達実績に対する成果連動分に係る加算額について、充当先として想定される活動費について、委託期間中に協議会の活動経費として使用することができるでしょうか。また、使用することができる場合、区分経理する必要があるのでしょうか。.....	22
【9. その他の事項】	23
Q 9－1：提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。.....	23
Q 9－2：生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会とはどのような組織ですか。...	23
Q 9－3：採択された事業構想は公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。.....	23
Q 9－4：生涯現役地域づくり普及促進事業とはどのような事業ですか。.....	23
Q 9－5：環境整備事業の実施に伴い、何らかの問題が生じた場合の責任及び補償はどうなるのでしょうか。.....	24
Q 9－6：A 9－5において、市町村等が保障することとされているが、これはどのような根拠に基づいてそのように整理されることとなるのでしょうか。また、なんらか他の方法による対応は考えられないのでしょうか。.....	24

【 1. 総論的な事項】

Q 1-1:環境整備事業の概要及び趣旨を教えてください。

A 1-1:令和3年4月に施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」といいます。)の改正では、企業への努力義務として70歳までの高年齢者就業確保措置が導入され、この中には、他社での継続雇用や雇用によらない就業・社会参加による措置が含まれています。人生100年時代を迎える中で、働く意欲がある高年齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図ること、特に今後は、企業内での雇用だけでなく、高年齢者のニーズに応じ地域において高年齢者が活躍できる多様な就業機会を創出する取組を促進することがますます重要となっていきます。

また、ほとんどの地域が人口減少・高齢化に直面する中で、地域福祉や地方創生、農山村などの地域活性化などの政策領域においても、地域の機能を持続させようと様々な取組が展開され、相互の連携を図る取組も始まっています。多様なニーズに応えられる雇用・就業の場の整備を進める上では、政策領域の枠を越え、地域の様々な関係者と協働することで相乗効果を生み、取組の裾野を広げていくことが重要です。

このため、生涯現役地域づくり環境整備事業(以下「環境整備事業」といいます。)では、高年齢者等の雇用・就業支援の取組と、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取組との連携を緊密にし、また、多様な資金調達の取組も促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し他地域への展開・普及を図ることを目的とします。

Q 1-2:環境整備事業の実施期間(契約期間)を教えてください。

A 1-2:環境整備事業の実施期間(契約期間)は、最大3年度間です。

ただし、各評価基準期間において、アウトプット目標に対する実績が計上されておらず、実施していないと判断される支援メニューが1つでもある場合は、原則次年度の事業全体としての継続はできず契約終了となります。なお、令和7年度第2次募集に関しては、第2期評価基準期間からの開始となります。

【評価基準期間】

- ・ 第1期 事業開始から事業1年目の12月まで
- ・ 第2期 事業1年目の1月から事業2年目の12月まで
- ・ 第3期 事業2年目の1月から事業3年目の12月まで

Q 1-3:環境整備事業の実施が可能な地域を教えてください。また、都道府県単位で実施することはできますか。

A 1-3:事業の対象地域は、高年齢者雇用安定法第34条第1項に定める「地域高年齢者就業機会確保計画(以下「地域計画」といいます。)」の対象となる区域(以下「計画区域」といいます。)であり、環境整備事業の目的等を踏まえ、主として都道府県または市区町村(以下「市町村等」

といいます。)を対象地域とすることを想定しています。複数の市区町村に既存のプラットフォーム機能を基盤とした協議会がある、あるいは新たに協議会を設立可能である場合には、当該複数の市区町村が共同で地域計画を策定することが可能です。この場合、複数の市区町村の連名で地域計画を策定します。

また、都道府県が実施することができるのは、複数の市区町村の範囲を対象地域とし、当該複数の市区町村のすべてにおいて既存のプラットフォーム機能を基盤とした協議会がある、あるいは新たに協議会を設立可能である場合です。この場合、都道府県は対象地域に含まれる市区町村と共同して地域計画を策定し、当該市区町村における事業等と連携して環境整備事業の実施にあたることになります。

なお、都道府県と市区町村が共同で地域計画を策定する場合には、対象地域のすべての市町村等が構成員として協議会に参画することが必要です。

また、当該地域計画の対象地域の市区町村が、別途単独で地域計画を策定し環境整備事業へ応募することはできません。

Q 1-4:環境整備事業の実施主体はどこになりますか。市町村等が環境整備事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。

A 1-4:環境整備事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第 35 条第 1 項に定める協議会となります。地方公共団体が協議会の構成員となることは必須ですが、市町村等が直接、国に提案し、事業を実施することはできません。

Q 1-5:協議会について教えてください。

A 1-5:協議会とは、高年齢者雇用安定法第 35 条第 1 項に定める「協議会」をいいます。

協議会の構成員には、市町村等を基本に、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高年齢者の就業に関係する者を、幅広く含めることができますが、条文に例示されたものに限りません。

また、協議会の設置形態について、環境整備事業の趣旨や目的等を踏まえ、地域福祉や地方創生等、地域づくりを目指す市町村等事業や民間主体が中心となった取組によって形成された既存のプラットフォーム機能を基盤とすることが望ましいですが、環境整備事業実施に伴い、既存のプラットフォーム機能を基盤とせず、新たに協議会を設立することも可能です。ただし、新たに協議会を設立する場合については、協議会が地域で果たす役割や環境整備事業終了後の在り方等を明確にさせていただく必要があります。

※詳細は、【4. 協議会に関する事項】をご参照ください。

Q 1-6:生涯現役促進地域連携事業(以下「地域連携事業」といいます。)を受託していた協議会が環境整備事業を受託することは可能でしょうか。

A 1-6:可能です。ただし、この場合は既存プラットフォームを基盤とした協議会とは認められず、新たに設置した協議会とみなします。

なお、地域福祉や地方創生等において形成された地域の既存プラットフォーム機能に関する協議会をベースとして、地域連携事業を受託していた協議会を統合し、新たな協議会として設置し直す場合については、既存プラットフォームを基盤とした協議会と定義されます。

Q 1－7：環境整備事業による支援対象者の範囲を教えてください。

A 1－7：環境整備事業による支援対象者の範囲は、55 歳以上の高年齢者を基本としつつ、地域の実情に応じて、高年齢者以外も対象に含めることが可能です。

なお、事業を実施するには地域計画等に成果指標を設定いただくこととなりますが、高年齢者及び高年齢者以外の雇用・就業者数は、必須アウトカム指標※として設定していただくこととなります。

※詳細は、【6. 事業の目標に関する事項】をご参照ください。

Q 1－8：これまで環境整備事業に採択された協議会において、環境整備事業に再応募することは可能でしょうか。

A 1－8：可能です。ただし、事業終了後の事業深化が十分でなかった場合等、事業を通じて得た新たな課題に対応するためであり、以下の点に留意が必要です。

- ① 前回採択された環境整備事業（以下「前回採択事業」といいます。）において、委託契約の全部解除をすることなく事業を終了している必要があります。
- ② 前回採択事業の第3期の評価基準期間において、アウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、再応募することはできません。

【２．事業構想提案書に関する事項】

Q 2－1：事業構想提案書を策定するにあたって、実施区域を協議会が所在する市区町村の一部地域に限定することは可能でしょうか。

A 2－1：実施区域については、環境整備事業の対象地域である市区町村よりも小さい区域に限定することはできません。

なお、A 1－3のとおり、都道府県が主体となり事業構想提案書を策定する場合は、都道府県内の複数の市区町村に限定することは可能です。

Q 2－2：重点業種（地域の特性を生かして重点的に高齢者の就業の機会の確保を図る業種）を複数設定することは可能でしょうか。

A 2－2：可能です。

Q 2－3：事業構想提案書の策定主体は協議会でしょうか、市町村等でしょうか。

A 2－3：協議会となります。なお、別途提出いただく地域計画は市町村等が策定しなければなりません。

【3. 地域計画に関する事項】

Q 3-1:環境整備事業を実施するために必要な高年齢者雇用安定法第 34 条第 1 項に定める地域計画について教えてください。

A 3-1:地域計画とは、以下の①から④までの必要的記載事項の他、⑤及び⑥の任意的記載事項を定めるものであり、原則、事業構想提案書の内容と同一となります。

【必要的記載事項】

- ① 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（以下「計画区域」といいます。）
- ② 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項
- ③ 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項
- ④ 計画期間

【任意的記載事項】

- ⑤ 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項
- ⑥ 市町村等及び協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

Q 3-2:地域計画の厚生労働大臣への同意協議は、いつ、どのように行うのでしょうか。環境整備事業を実施するまでの大まかな流れとともに教えてください。

A 3-2:協議会及び協議会設立準備会（以下「協議会等」といいます）は、国の募集に応じて高年齢者雇用安定法第 34 条第 2 項第 3 号に定める「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想提案書等を策定し、提案します。

国は協議会等から提案のあった事業構想提案書の中から企画競争方式により、創意工夫のある事業構想を採択し、協議会等に対して採択結果を通知します（このとき、条件付き採択となることがあります。）。

その上で、協議会等の構成員である市町村等は、地域計画を、協議会等への協議を経て策定し、厚生労働大臣に対し協議を行い、同意を得る必要があります。

その後、委託要項様式第 1 号の受託依頼書等をはじめとする契約に向けた調整を労働局と進めていくこととなります。

【事業を実施するまでの大まかな流れ】

（手続きの主体） : （手続き内容）

- ① 協議会等 : 公示に基づき応募
- ② 協議会等 : 企画書のプレゼン
- ③ 厚生労働省 : 企画書の採択結果等の通知（労働局経由）
- ④ 地公体及び協議会 : 地域計画の策定及び厚生労働大臣への同意協議（労働局経由）
- ⑤ 厚生労働省 : 厚生労働大臣同意
- ⑥ 労働局 : 協議会への受託依頼の発出等、契約締結に向けた調整

【４．協議会に関する事項】

Q 4－１：協議会は、いつ設置すればよいのでしょうか。

A 4－１：事業採択後に地域計画の厚生労働大臣協議をすることとなりますが、市町村等が地域計画を策定するにあたって、協議会等に協議する必要がありますので、その際正式に高年齢者雇用安定法に基づく協議会として位置づけていただければ問題ありません。

Q 4－２：労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することは可能でしょうか。

A 4－２：環境整備事業の委託者は国（労働局）であるため、労働局や公共職業安定所の職員が、協議会の構成員として参画することはできません。なお、委託契約の締結後は、労働局や公共職業安定所の職員が、委託者として環境整備事業に関与することとなります。

Q 4－３：仕様書の「４（１）②協議会の組織と運営 【事務局の機能】」にある「ア 事業統括員」及び「イ 支援員」は、必ず配置する必要があるのでしょうか。また、環境整備事業の専任でなければならないのでしょうか。

A 4－３：いずれも、必ず配置する必要があります。ただし、環境整備事業の実施にあたり問題がなければ、必ずしも専任である必要はありません。

なお、資金調達の成果に応じた支払い※の基準となる額は、それぞれの協議会の必要経費として計上された支援員１人あたり平均の人件費となりますのでご注意ください。

※詳細は、【８．民間資金等の調達に関する事項】をご参照ください。

Q 4－４：協議会が「事業統括員」「事業推進者」及び「支援員」を雇用することになった場合、当該協議会は労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用事業所になりますか。

A 4－４：労働保険（労災保険及び雇用保険）の加入要件を満たせば、労働保険（労災保険及び雇用保険）の適用事業所になります。雇用保険については、保険適用の対象となる労働者について、所定労働時間等の基準がありますのでご注意ください。

Q 4－５：協議会は、環境整備事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。

A 4－５：可能です。

ただし、国からの委託費（資金調達の成果に応じて支払われた部分は除きます。）の充当は、事業実施に必要な経費に限られますので、委託費を別業務のために流用することは認められません。また、環境整備事業の業務時間内に事業統括員等を環境整備事業以外の業務に就かせることもできません。

なお、協議会内で環境整備事業以外の業務を行う場合の協議会運営に係る事務所借料や光熱水料等の経費の按分方法は、協議会において合理的な方法を定めることができますが、当該按分方

法について委託費の精算時に明記してください。

Q 4－6：環境整備事業の終了等により市町村等を構成員とする協議会が解散した場合、市町村等が環境整備事業に関する文書を引き継ぐこととなりますが、将来的に、環境整備事業の委託者である労働局が会計検査院の監査を受検することになった場合、市町村等も受検の対象になりますか。

A 4－6：市町村等も受検の対象となります。

Q 4－7：環境整備事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者となりますか。

Q 4－7：消費税の取り扱いについては、地域の税務署までお問い合わせください。

Q 4－8：環境整備事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者となりますか。

A 4－8：一般的に、法人税法上、協議会は「人格なき社団」に該当し、人格なき社団が行う事業は「請負業」に該当する「収益事業」とであるとみなされ、人格なき社団が収益事業を行っている場合は、法人税の申告が必要となります。法人税の取り扱いについては、地域の税務署までお問い合わせください。

なお、環境整備事業における委託費は、協議会が資金調達のための収益を得るための事業の費用等に充当することはできませんので、法人税を委託費で措置することはできません。

Q 4－9：協議会の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の給与事務・税処理等について、社会保険労務士等へ委託することは可能でしょうか。

A 4－9：仕様書の「4（1）②協議会の組織と運営 【協議会の組織】」にあるとおり、事務局には会計責任者を必ず置かなければならず、基本的に会計責任者が協議会の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の給与事務・税処理等を担うこととなりますが、その業務補助を社会保険労務士等へ委託することも可能です。

【５．事業の実施に関する事項】

Q 5－１：環境整備事業において想定される支援メニューはどういったものでしょうか？

A 5－１：環境整備事業では、高年齢者等がその希望や意欲に応じ自分らしく活躍できる環境を整備するため、高年齢者等の多様な雇用・就業の促進に資する支援メニューを提案いただきます。

支援メニューは、それぞれの地域の実情や高年齢者等のニーズを踏まえて定めていただきますが、環境整備事業は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条の雇用安定事業又は第 63 条の能力開発事業として行うものであるため、その趣旨に適さない取組は実施できません。

支援メニューの例は仕様書の「７（１）①支援メニューの具体化」に記載していますのでご参照いただき、創意工夫を生かした独自性のある事業構想の作成に努めてください。

Q 5－２：環境整備事業による支援メニューとして企業に対する職域の開拓等を行い、当該企業から求人募集の意向を得た場合、どうしたら良いのでしょうか？

A 5－２：協議会が職業紹介（求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんすること）を行う場合は、職業安定法に基づく許可が必要となります。

このため、職業安定法に基づく許可がない場合には、求人募集の意向を有している企業をハローワーク等へ誘導して頂くことが考えられます。なお、ハローワーク等へ誘導した後に受理された求人件数は、アウトプット実績等として計上することが可能です。

Q 5－３：環境整備事業による支援メニューとして、協議会独自のＨＰ等を作成し、活動実績の広報を行うほか、労働者になろうとする者（地域内高年齢者等）に対し労働者の募集を行う者（地域内企業）の情報を提供することは可能でしょうか。

A 5－３：可能です。ただし、労働者になろうとする者の個人情報扱う場合（ＨＰ利用登録等）、特定募集情報等提供事業に該当し、職業安定法に基づく届出が必要となります。

Q 5－４：環境整備事業の支援メニューとして、高年齢者を雇い入れた民間企業等に対する助成金の支給を行うことは可能でしょうか。

A 5－４：環境整備事業において、支援対象者等に給付等を行うことはできません。

Q 5－５：シルバー人材センターの既会員を環境整備事業の支援対象者とすることは可能でしょうか。

A 5－５：可能です。ただし、当該センターの既会員のみを支援対象者とすることは認められません。

Q 5－6：シルバー人材センター事業との重複が生じることがあると思われるが、どのように捉えればよいか。

A 5－6：ハローワークや地域の関係機関との連携同様、取組みとして連携できる部分は連携していただき、地域にあるリソースを活用した効果的な地域計画を策定してください。

Q 5－7：環境整備事業による支援対象者の雇用・就業先が、結果的に計画区域外になったとしても問題ないでしょうか。

A 5－7：環境整備事業は、協議会の活動を通して高年齢者等の就労ニーズと地域ニーズ等のマッチングを趣旨として実施する事業ですので、支援対象者の雇用・就業先は計画区域内であることが望ましいですが、結果的に計画区域外となったとしても問題ありません。なお、この場合においてもアウトカム実績として計上することが可能です。

Q 5－8：協議会が職業紹介事業の許可を有していないことから、市町村等が実施する無料職業紹介所へ支援対象者を誘導しています。同無料職業紹介所を通じて支援対象者が雇用された場合、アウトカム実績として計上することは可能でしょうか。

A 5－8：可能です。協議会が職業紹介事業の許可を有していない場合、市町村等が実施する無料職業紹介所や地域を管轄するハローワークへ誘導等することとなりますが、誘導先団体において支援対象者が雇用された場合についても、協議会支援の結果としてアウトカム実績として計上することが可能です。このため、誘導した支援対象者のフォローアップ等を適切に実施いただきますようお願いいたします。

Q 5－9：環境整備事業で収益事業を実施することは可能でしょうか。

A 5－9：環境整備事業の委託費（資金調達の成果に応じて支払われた部分は除きます。）は、収益事業の実施に充当することはできません。例えば、契約金を払った企業に対して高年齢者の就労等に資する取組の試行的実施といった、委託費による事業において収益を得た場合、精算時に収益全額を国に返還していただきます。

なお、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは、事業目的等を踏まえ可能です。ただし、資金調達のための活動について、協議会が借用している施設の一部等を利用して実施する場合、Q 4－5のとおり、活動に係る事務所借料や光熱水料等の経費を合理的な方法で按分していただく必要があります。

また、民間等からの資金調達に基づき加算金として支払われた委託費については、事業実施に必要な経費の概算において算入されておりませんので、協議会が行う収益事業に充当いただくことは可能です。ただし、加算として支払われた委託費は、環境整備事業終了後も各地域での取組が持続していくという目的の達成に資するよう、仕様書の「10（3）支払われた加算の取扱いに係る留意事項」に例示するような、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進するための活動に充ててください。

Q 5－10: 地域連携事業で実施した内容に類似した支援メニューを実施することは可能でしょうか。

A 5－10: 可能です。ただし、環境整備事業として実施するにあたり、事業構想提案書において、類似の内容を市町村等の地域連携事業において実施していたことを記入してください。

また、地域連携事業における実施の際の経験を十分に分析し、地域連携事業で実施した上で、なお環境整備事業において実施しなければならない理由や未だ解決されていない課題等を整理し、環境整備事業においてどのように工夫して実施するか、事業構想提案書に記載してください。

【6. 事業の目標に関する事項】

Q 6-1:環境整備事業の事業成果指標であるアウトプット指標及びアウトカム指標については、どのように設定したら良いのでしょうか？また、目標設定にあたって、地域の企業や高齢者等に対するニーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要がありますか。

A 6-1:アウトプット指標及びアウトカム指標は、事業内容や支援メニューとの関連性、計画区域における労働市場の状況等を踏まえた客観的で定量的なものとなっている必要があります。また、費用対効果の観点から、適切な水準に設定する必要があります。

このため、各目標の設定に当たっては、ニーズ・シーズ調査を適切に実施し、地域の実情に応じた事業内容を策定する必要がありますが、以前に類似の調査を実施しているなど、地域の企業や高齢者等のニーズ・シーズを把握できている場合にはこの限りではありません。ただし、その場合も、環境整備事業に係る目標設定等の根拠とすることが適切かどうかについて留意していただき、不足等があると考えられる場合には、協議会へ参加を予定している経済団体等と連携し、ニーズ・シーズの把握に努めることが効果的です。

また、過去に地域連携事業を実施していた場合は、実施時のアウトプット実績及びアウトカム実績も考慮した上で設定してください。

Q 6-2:指標はいくつ設定すればよいでしょうか。

A 6-2:アウトプット指標とアウトカム指標のいずれについても、各支援メニューそれぞれに少なくとも1つずつ設定します。一の支援メニューに対して複数のアウトプット指標またはアウトカム指標を設定することも可能ですが、多ければ良いというものでもなく、あくまでも事業を実施する上で効果的な指標が設定されていることが重要です。また、各支援メニューの目標管理や実績把握が的確に実施できることも重要です。

Q 6-3:事業1年度目に高齢者の雇用・就業者数に係る目標値は設定しなくてもよいでしょうか。

A 6-3:高齢者の雇用・就業者数に係る目標値設定は、事業1年度目においても設定してください。

なお、当該目標値の最低水準（対象地域の60歳以上高齢者人口1,000人あたり1.1人以上）は、事業2年度目から適用しますので、事業1年度目の目標値については、地域の実情や支援メニューの内容に応じて各協議会において適切に目標値を設定してください。

Q 6－4：各地域における高年齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準について、ここでいう高年齢者とは何歳以上の者を指すのでしょうか。

A 6－4：高年齢者の雇用・就業者数の目標値の最低水準は、60 歳以上で設定しているため、応募時点で令和 2 年国勢調査において公表されている対象地域の 60 歳以上の人口の 1.1/1,000 以上を目標値として設定してください。

ただし、実績値については、仕様書の「3（3）①支援対象者」のとおり 55 歳以上の雇用・就業者を計上できます。

Q 6－5：「環境整備事業を利用した高年齢者の雇用・就業者数」及び「環境整備事業を利用した高年齢者以外の雇用・就業者数」の内訳については自由に設定しても良いでしょうか。

A 6－5：「環境整備事業を利用した高年齢者の雇用・就業者数」及び「環境整備事業を利用した高年齢者以外の雇用・就業者数」については、いずれも以下の 3 項目を内訳として設定いただきます。

- ① 雇用保険被保険者数
- ② 雇用保険対象外の雇用者数、起業・創業者数、シルバー人材センターでの就業者数及び有償ボランティア数
- ③ 無償ボランティア数

これら 3 項目に係る人数の配分について、割合基準等は設けていませんが、②や③の人数割合が高い場合には、何故そのような割合で人数設定をする必要があるのか、各地域の課題や実情を踏まえた理由を十分にご検討の上、設定してください。

Q 6－6：アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかった場合、委託費の返還等を求められることはありますか。

A 6－6：アウトプット指標やアウトカム指標が達成できなかったことのみを理由に、委託費の返還等を求められることはありません。

Q 6－7：事業継続の可否の判断について教えてください。

A 6－7：事業の実施期間は最大 3 年度間ですが、評価基準期間ごとに、アウトプット指標に対する達成状況により、翌年度以降の事業の継続の可否を判断します。例えば、複数の支援メニューを予定していたところ、1 つでもアウトプットがゼロ（実施していないと判断される場合）の場合は、当該支援メニューのみが実施できないのみならず、原則事業全体が終了（契約終了）となります。

また、アウトカム指標に対する達成状況が一定以下の場合には、改善計画を作成した上で、評価委員会の承認を得ることとなります。

なお、令和 7 年度第 2 次募集に関しては、第 2 期評価基準期間からの開始となります。

具体的な、判断基準等については、仕様書の「11（2）②事業評価に基づく事業継続の可否等」を参照してください。

【評価基準期間】

- ・第１期 事業開始から事業初年度の１２月まで
- ・第２期 事業初年度の１月から事業２年度目の１２月まで
- ・第３期 事業第２年度目の１月から事業第３年度目の１２月まで

Ｑ６－８：アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。

Ａ６－８：変更できません。当該事業は提案された事業構想提案書を評価委員会で審査・評価し、地域計画において目標として定めた上で委託されるものであることから、事業の途中で目標設定を変更することは原則認められません。

【7. 事業の経費に関する事項】

Q7-1:環境整備事業の実施に係る各年度の予算（年度計）の上限額を教えてください。また、必要経費を概算する際の考え方について教えてください。

A7-1:各年度の予算（年度計）の上限額は1,750万円（3年度間合計で5,250万円）となります（消費税込み）。なお、令和7年度第2次募集に関しては事業1年度目750万円、事業2、3年度目各1,750万円（3年度間合計で4,250万円）となります（消費税込み）。

委託費の支払いは、①事業実施に必要な経費に対する支払い、②資金調達の成果に対する支払いの2種類に大別され、上記の上限額は①と②を合計した金額に適用されますが、必要経費の概算は①事業実施に必要な経費に対する支払いのために行います。

したがって、必要経費の概算は上記の各年度の上限額から、②資金調達の成果に対する支払の最大金額を控除した金額を上限に行うこととなり、具体的には以下のとおりです。

【必要経費概算の考え方】

- ・ 事業1年度目（事業開始から翌年3月まで）
→上限額（1,750万円※）をそのまま上限として、必要経費を概算
※令和7年度第2次募集に関しては1年度目750万円
- ・ 事業2年度目（事業開始2年目の4月から翌年3月まで）
→上限額（1,750万円）から、資金調達の成果に連動した加算の上限額（200万円）を控除した金額（1,550万円）を上限に、必要経費を概算
- ・ 事業3年度目（事業開始3年目の4月から翌年3月まで）
→上限額（1,750万円）から、資金調達の成果に連動した加算の上限額（400万円）を控除した金額（1,350万円）を上限に、必要経費を概算

Q7-2:事務局を設置する事務所の賃貸借料や環境整備事業の周知・広報に係るリーフレットの印刷代等についても対象経費に含まれるのでしょうか。

A7-2:含まれます。

Q7-3:他の団体の職員が、環境整備事業の事務局の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）として兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は環境整備事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A7-3:可能です。また、当該人件費については、環境整備事業の従事時間・日数に応じて、環境整備事業の対象経費に含まれますが、環境整備事業の事務を行ったことを証明する日報（時間を記載したもの）等が必要です。

Q 7-4:仕様書の「8 (3) 必要経費の概算に係る留意事項」には、環境整備事業の対象経費として事務局の職員（事業統括員、事業推進者、支援員）の賃金、通勤手当、超過勤務手当が挙げられていますが、当該職員の社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分も、環境整備事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A 7-4:含まれます。

Q 7-5:事業統括員、事業推進者の超過勤務手当に係る人件費に不足が生じた場合、管理費及び事業費から流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。

A 7-5:不可となります。事業推進者等の給与改定や超過勤務手当支給により人件費の不足が生じた場合であっても、天災や不慮の事故等、通常予期せぬ事象が発生した場合等を除き、管理費及び事業費から人件費への流用（経費配分の変更）は認められません。このため、事業実施に当たり、事業推進者等の給与改定や超過勤務が見込まれる場合については、事前に必要経費概算書において計上いただくとともに、予算の範囲内で事業を実施してください。

Q 7-6:協議会の事務局用施設や支援メニューの実施に当たり必要な施設を民間企業等から賃借する場合、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料等を委託費から支出することは可能でしょうか。

A 7-6:委託費により支弁できるものは、原則、事業の実施にあたって真に必要な経費に限定されます。

したがって、事業の実施期間中の賃借料、光熱水料等を委託費から支出することは可能ですが、賃借する際の仲介手数料や敷金・礼金、更新手数料等の保証金的性格を有するものは、事業実施にあたって必ずしも必要な経費とは言えないため、委託費から支出することはできません。

Q 7-7:環境整備事業の実施にあたって、自動車のリースは可能でしょうか。

A 7-7:原則として、公共交通機関を利用することが望ましいですが、そのことによって事業の実施に支障を来す場合には、自動車のリースも可能です。なお、利用が認められる場合であっても、必要最低限の車種及び台数での利用としてください。

Q 7-8:自動車のリースが認められる場合、年間契約は可能でしょうか。

A 7-8:自動車の使用頻度に応じた契約が必要となります。事業実施期間を通じて、常に自動車を使用する必要がある場合は、年間契約も可能ですが、使用頻度が低い場合は、費用対効果の観点から、その都度リース契約を結ぶ必要があります。

Q 7-9: 労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用を、委託費から支出することは可能でしょうか。

A 7-9: 労働局との委託契約に際し使用する収入印紙の購入費用は、事業を実施するうえで直接必要な経費とは言えず、かつ、納税義務者（委託先）が負担すべきものであることから、委託費から支出することは認められません。

Q 7-10: 環境整備事業の支援メニューとして、高齢者等や企業を対象としたセミナーを実施する場合、セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はあるでしょうか。

A 7-10: セミナーの講師謝金の単価に具体的な制限はありませんが、研修内容に見合った謝金である必要があります。また、謝金が高額な場合には、どのような講師に依頼しようとしているか、カリキュラムを実施するうえでその講師が真に必要なか等、細部について確認を行うことがあります。

Q 7-11: 環境整備事業の受託に当たっては、国から支払われる委託費の管理のため、協議会において新たに「専用口座」を設けなければならないのでしょうか。

A 7-11: 環境整備事業の受託に当たっては、国から支払われる委託費の管理のため、協議会において新たに「専用口座」を設けなければなりません。そのため、当該協議会の構成員（例えば、市町村等やシルバー人材センター等）の口座で、国から支給される委託費の管理を行うことは認められません。

さらに、民間等からの資金調達の取組における収益の受け取りや委託費の支出対象以外の活動（収益事業の実施等）への支出に用いるための専用の銀行口座を設ける必要があります。

Q 7-12: 事業実施経費の支払いに係る銀行振込手数料は、環境整備事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A 7-12: 含まれます。

Q 7-13: 事業に必要な経費は、協議会に対し、どのようなタイミングで支払われますか。

A 7-13: 毎年度の事業終了後の精算払が原則です。

ただし、所定の手続を踏んだ上で財務大臣の承認が得られれば、概算払も可能です。

事業開始年度の概算払までには、契約日から起算し、数ヶ月の期間を要することがありますので、その間の資金は協議会等に立て替えていただく必要があります。なお、令和7年度第2次募集により採択された協議会については、事業開始初年度は精算払となり、2年度目以降が概算払の財務大臣への協議対象期間となります。

Q 7-14:仕様書の「11(2)②ア 継続等基準」に該当し、事業の継続が不可となった(委託契約が解除された)ことに伴い、事業推進者に対して解雇予告手当を支払うこととなった場合、委託費から支出することは可能でしょうか。また、委託契約の解除に伴い、施設の賃貸借契約やパソコン等のリース契約を途中解約し、違約金が発生した場合、委託費から支出することは可能でしょうか。

A 7-14:委託費で措置する経費は、協議会が環境整備事業を受託した契約を遂行するに当たり必要となる経費です。

このため、事業が計画どおりに遂行されなかったことに伴い生じる経費を委託費で支払うことはできません。

Q 7-15:環境整備事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会の構成員が支援メニューを実施する場合、再委託の手続きは必要でしょうか？

A 7-15:再委託の手続きが必要です。また、仕様書の「8(5)再委託の制限」にあるとおり、「再委託可能な範囲は、原則として委託契約金額の2分の1未満」でなければなりません。また、委託要項様式第5号「委託契約書」第8・9条等に基づいた手続きが必要です。

なお、環境整備事業の受託者はあくまで協議会であることから、仮に事業実施の一部を再委託する場合であっても、協議会は再受託先の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理する必要があります。

また、事業終了後の自走に向けて、協議会にノウハウを蓄積させ、独立を目指していただく必要があります。

【８． 民間資金等の調達に関する事項】

Q 8－１：民間資金等の調達について、仕様書の「５（２）民間等からの資金調達の試行」において、支援によって対価を得ることはできないとありますが、委託事業における支援の結果としてマッチングした就労先企業から、マッチングの対価を受け取ることはできないという理解で良いでしょうか。また、その理解でよい場合も、委託事業終了後にそのように収益事業化することは問題ないでしょうか。

A 8－１：ご理解のとおりです。また、委託事業終了後において収益事業化される分については問題ありません。

Q 8－２：民間資金等の調達内容について、企業等からの会費の拠出も対象となっていますが、会員企業から会費を徴収する場合、会費であれば支援をしても対価性はなく、手数料にはあたらないという理解で良いでしょうか。

A 8－２：問題ありません。

Q 8－３：民間資金等の調達実績に対する成果連動分に係る加算額について、充当先として想定される活動費について、委託期間中に協議会の活動経費として使用することができるでしょうか。また、使用することができる場合、区分経理する必要があるのでしょうか。

A 8－３：仕様書上、使用時期に関する制限は設けていませんので、委託期間中に（委託事業以外の）協議会活動に使用することは可能ですが、仕様書の「10（３）支払われた加算の取扱いに関する留意事項」に記載のとおり、区分経理していただく必要があります。

なお、仕様書の「10（３）支払われた加算の取扱いに関する留意事項」において、「ただし、口座を分けて管理する必要はなく、収支の管理において両者が明確に峻別されていれば足りる」としてはいますが、実際に国から受け入れる際の口座は委託費の受入口座（会計事務取扱規程（例）第４条）で受け入れて問題ありませんが、受け入れた加算金を使用する場合には、まず、民間等からの資金の受入口座（会計事務取扱規程（例）第５条）に移し替えた上で使用していただく必要がありますので、ご注意ください。

【9. その他の事項】

Q 9－1：提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。

A 9－1：提案された事業構想については、高年齢者雇用や地域福祉、地方自治体事業等について学識経験等の識見を有する外部委員等による評価委員会において、公正・公平な審査を行い選抜することとしています。

なお、事業構想の主な審査ポイントは募集要項別添3「生涯現役地域づくり環境整備事業に係る企画書の評価等について」をご参照ください。

Q 9－2：生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会とはどのような組織ですか。

A 9－2：評価委員会は、提出された環境整備事業に係る企画書の評価の実施や、環境整備事業受託後における各協議会の事業継続の可否等を判断するほか、各協議会の最終年度終了後における3年間の総括評価を行います。

評価委員会の委員は、高年齢者雇用や地域福祉、市町村等事業等についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱することとしています。

Q 9－3：採択された事業構想は公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。

A 9－3：事業構想が採択された場合には、事業構想の概要を厚労省のホームページで公表します。なお、環境整備事業はモデル事業であり、受託した協議会が事業を実施して終わりではありません。厚生労働省で別途委託して実施する生涯現役地域づくり普及促進事業（以下「普及促進事業」といいます。）においても情報交換会の開催等を予定していますので、是非積極的に参画いただき、取組の横展開を行ってください。

Q 9－4：生涯現役地域づくり普及促進事業とはどのような事業ですか。

A 9－4：環境整備事業は、高年齢者等への雇用・就業支援の取組と既に地域で機能している取組を一体的に実施する仕組みの効果と実装に伴う課題を抽出するとともに、環境整備事業で試行する取組の他地域への普及のために必要な環境整備に関する知見を得ることを、事業全体の成果目標としています。また、環境整備事業は複数年契約の下で実施されるため、約3年の事業実施期間において、事業内容の深化や取組の拡張が起こり、事業実施後における取組の継続につながっていくことが期待されます。

これを踏まえ、国においては、環境整備事業全体としての質的な評価を行い、他地域への普及促進を図るため、普及促進事業を別途行うこととしています。それぞれの協議会には、普及促進事業の受託事業者を通じて、協議会で事業を実施する中で生じていく変化に関する情報や資料の提供をしていただく予定です。

Q 9－5：環境整備事業の実施に伴い、何らかの問題が生じた場合の責任及び補償はどうなるのでしょうか。

A 9－5：仕様書の「12（４）事業実施に伴う責任及び保障」にあるとおり、領収書や帳簿の改ざん等の不正行為、証拠書類等の滅失・毀損等により委託費が使途不明となるなど、委託費が不適切に使用された場合や、その他故意又は過失によって国に損害を与えたと認められる場合は、協議会に対して債務（返還金、加算金及び損害賠償金等の支払を含む。以下同じ。）の履行を通知することになります。

ただし、国が定める期間内に協議会が債務を履行しないときは、協議会の構成員となっている市町村等が、不履行により国に生じた損失を補償するものとし、市町村等は、あらかじめこれに同意する必要があります。

また、委託契約の解除、債務の消滅及び協議会の解散によっても、市町村等による損失の補償は免れられない点にご留意ください。

Q 9－6：A 9－5において、市町村等が保障することとされているが、これはこういった根拠に基づいてそのように整理されることとなるのでしょうか。また、なんらか他の方法による対応は考えられないのでしょうか。

A 9－6：市町村等の保障については、環境整備事業の実施主体である協議会について、無資産であること等が想定されることから、その場合に協議会が債務不履行に陥った際に委託者である国が被る損害を回収する趣旨で、あらかじめ責任の所在等を明らかにすることを目的としています。

このようなケースが生じるのは、協議会が不正を行った場合等、かなり例外的な場合に限られます。このため、協議会の事業実施に対して市町村等が連携を密にして対応していただくことで、想定している事案が起こりえるのは相当程度低減するものと考えています。

また、国への支払いについて、市町村等と協議会との間で調整し、あらかじめ取り決めを行う等、実際に市町村等以外が補償するような措置を講じていただくことは可能です。

(文 書 番 号)
令和〇年〇月〇日

厚生労働大臣 殿

〇〇 〇〇

〇〇地域高年齢者就業機会確保計画の協議について

標記について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、〇〇地域高年齢者就業機会確保計画を別添の計画書の通り策定したところである。

については、同項の規定に基づき協議する。

地域高年齢者就業機会確保計画の作成手順

厚生労働大臣に対する同意協議を実施する「地域高年齢者就業機会確保計画」については、以下の手順（目次修正を含む）により、「事業構想提案書（以下「提案書」という。）」を用いて作成をお願いします。

1 表紙

- ① 書類名を「令和7年度生涯現役地域づくり環境整備事業 事業構想提案書」より、「〇〇市（区・町・村）地域高年齢者就業機会確保計画」へ変更
- ② 地域高年齢者就業機会確保計画を策定した年月を追加
- ③ 提出主体を「<〇〇協議会>」より「●●県（都・道・府）〇〇市（区・町・村）」へ変更
- ④ 構想書タイトル「～（タイトル）～」を削除

2 「1 事業実施地域」

項目名を「事業実施地域」より「地域高年齢者就業機会確保計画の区域」へ変更

3 「2 事業実施期間」

項目名を「事業実施期間」より「計画期間」へ変更

4 「3 事業実施区域」

- ① 項目名を「事業実施区域に関する事項」より「計画区域に関する事項」へ変更
- ② （１）の項目名を「事業実施地域の現状」より「計画区域の現状」へ変更

5 「4 事業目的」

項目名を「事業目的」より「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業の目的」に変更

6 「12 協議会が解散した場合の文書保存」

項目全体を削除

7 「13 協議会が解散した場合の事業の実施に係る責任及び補償

項目全体を削除

(参考 1) 地域高年齢者就業機会確保計画の表紙

〇〇市地域高年齢者就業機会確保計画

令和△年□月

<●●県〇〇市>

（参考２）地域高年齢者就業機会確保計画の目次

目 次

- 1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域
- 2 計画期間
- 3 計画区域に関する事項
 - （１）計画地域の現状
 - （２）重点業種の設定
 - （３）重点業種における高年齢者の雇用動向と今後の見通し
 - （４）重点業種における高年齢者の雇用・就業機会の確保における課題
- 4 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業の目的
- 5 事業実施にあたっての協議会組織等の体制整備について
 - （１）協議会名称及び構成員
 - （２）協議会構成員に求める役割等について
 - （３）自治体内における協力・連携体制について
- 6 事業内容
- 7 事業目標
- 8 民間資金等の調達方法と目標について
- 9 地域が実施している地域福祉・地方創生等の地域活性化等の取組
- 10 地域就業機会の確保及び地域福祉・地方創生等へ与える効果
- 11 事業実施後の協議会の在り方等について



生涯現役地域づくり環境整備事業のご案内

～生涯現役社会の実現を支援します！～

厚生労働省 職業安定局

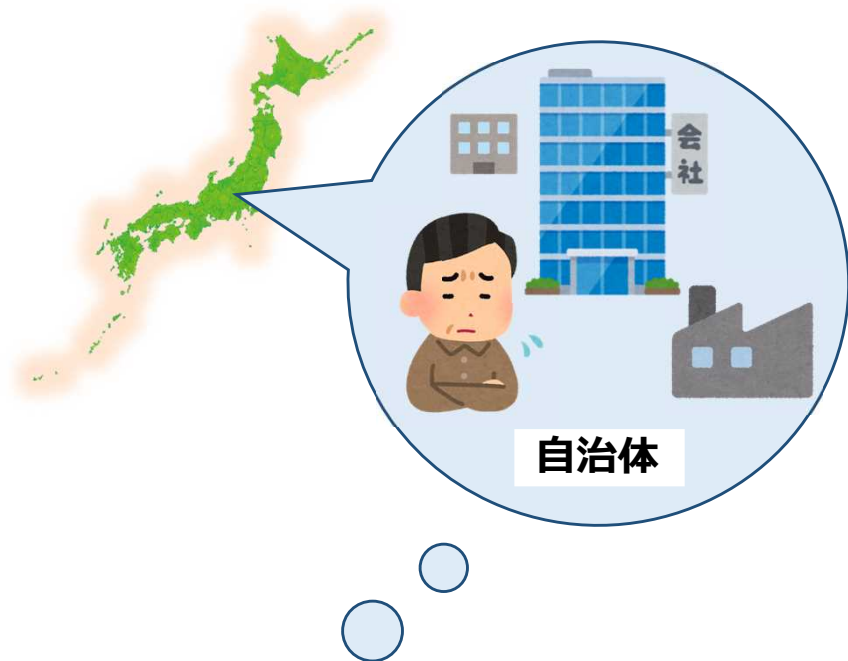
高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(※) 本資料は令和 7 年度事業内容を元に作成しております。

1. 生涯現役地域づくり環境整備事業とは

生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」といいます。）は、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すと共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にすることにより、地域の抱える課題解決に向けた取組を支援する事業です。



生涯現役地域づくり 環境整備事業の実施!!



《抱える課題》

- ・ 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・ 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・ 特定分野において人手不足状態が顕著

《事業効果》

- ・ HP展開による地域内企業のアピール！
- ・ セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・ 総合窓口における丁寧な相談対応の実施！
- ・ 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上
- ・ 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2. 環境整備事業 5つのポイント

1 対象地域

面積、人口等関係なく、
全ての市区町村・都道府県が応募可能 (※) です！



2 実施費用

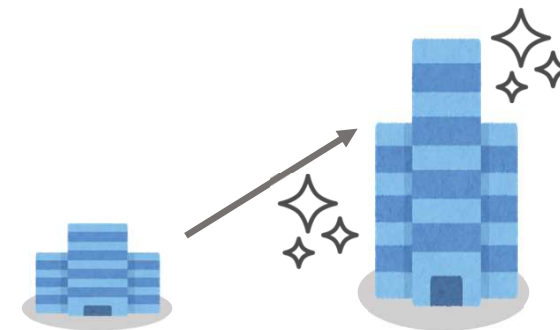
実施費用は委託費として
国が全額負担します！
(上限1,750万円／年度 (※))



(※) 2年度目以降は加算金を含めた額

3 実施期間

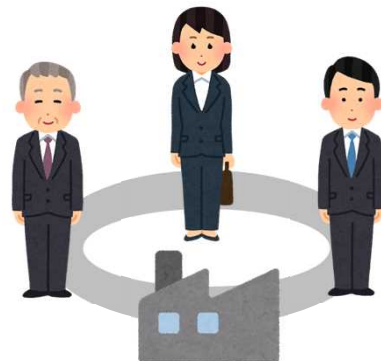
実施期間は
最大で3年度間！



十分な実施期間による
取組の深化・拡大

4 支援対象者

高齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等
幅広く支援対象者を設定可能！



5 支援形態

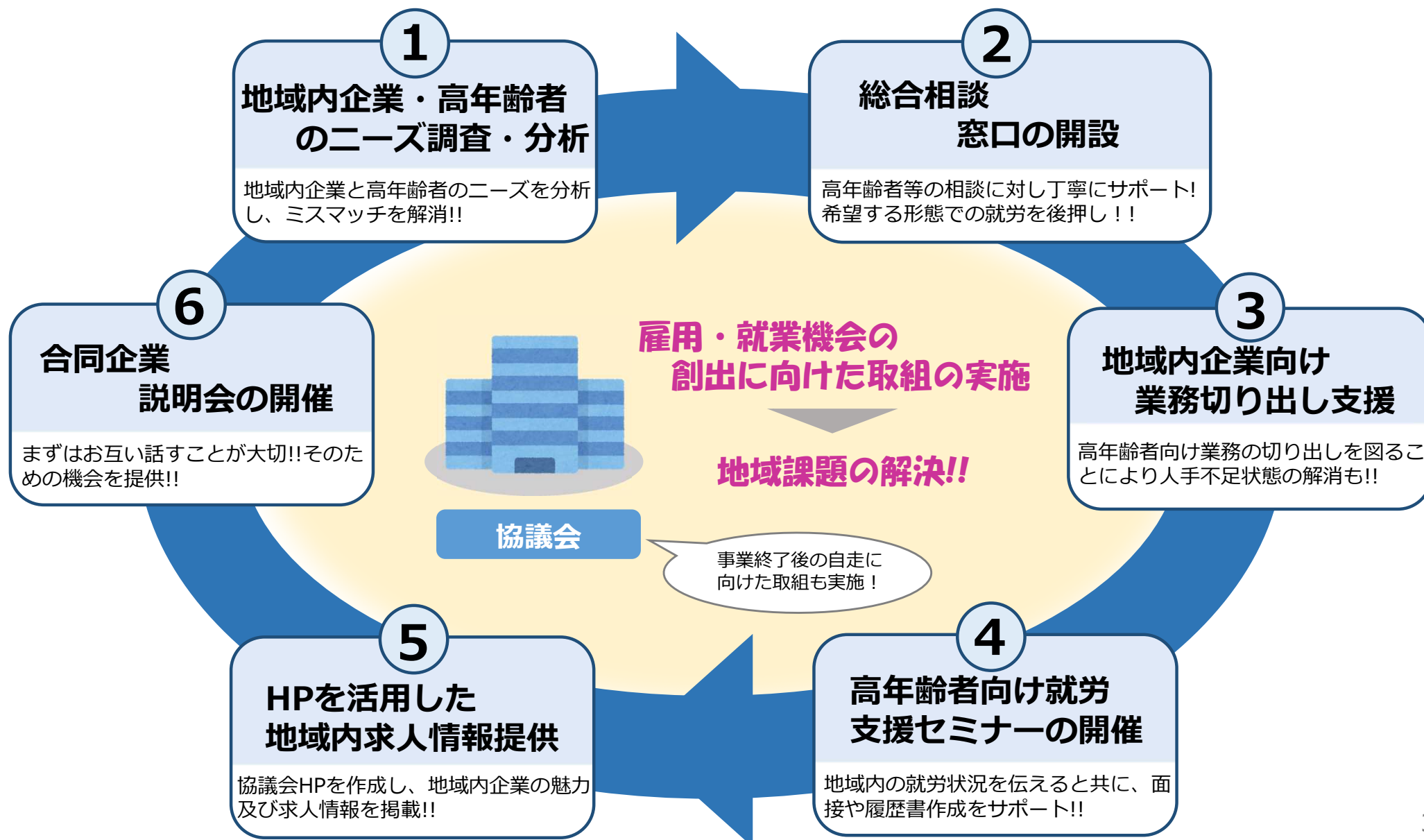
地域内企業における雇用に向けた支援の他、地域の実情に応じて、**請負、起業、有償・無償ボランティア等、幅広い形態**による就労をサポート！



3. 環境整備事業の具体的取組ポイント

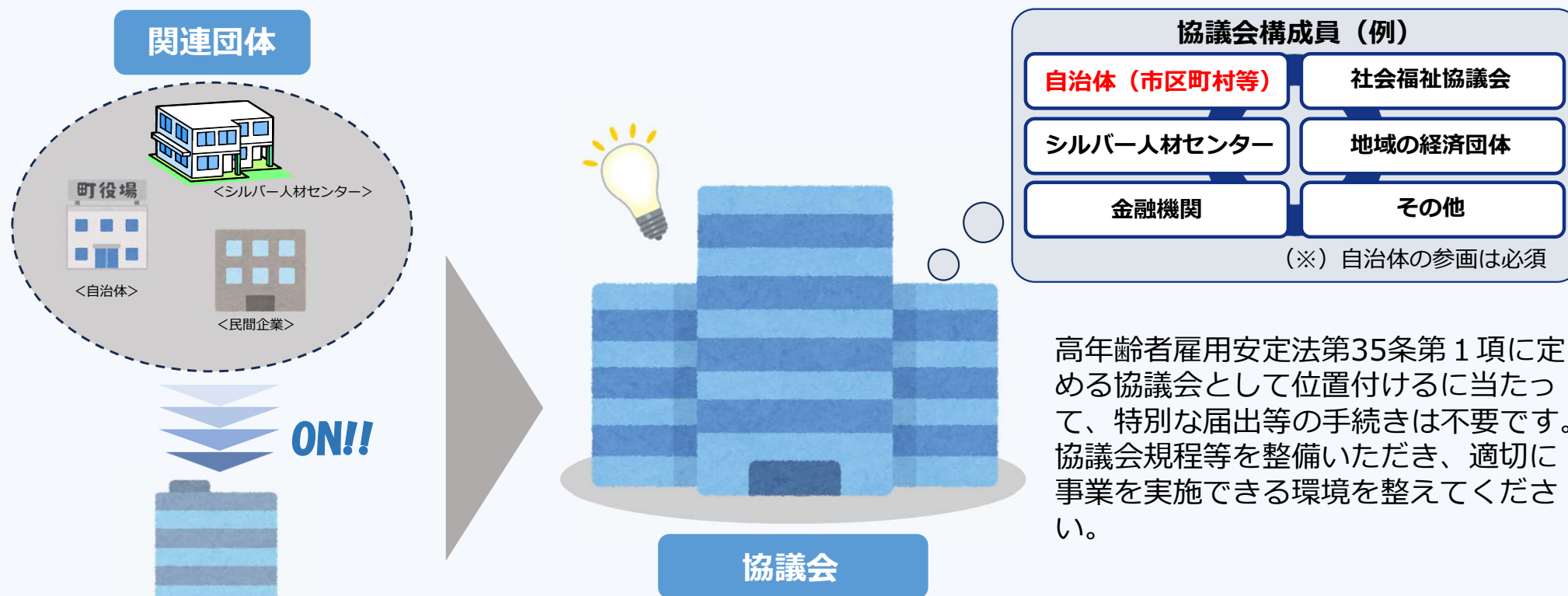
環境整備事業で取り組む内容は、各地域で決定することが可能です。地域で抱える課題や課題解決に向けて支援すべき対象者にどのような支援を行うか等をまとめた、事業構想を策定いただきます。

《具体的取組（例）》



4. 環境整備事業の実施主体＜協議会＞

環境整備事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める「協議会」です。協議会は地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、環境整備事業を実施するに当たって必要となるメンバーを構成員として追加して設立します。



高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として位置付けるに当たって、特別な届出等の手続きは不要です。協議会規程等を整備いただき、適切に事業を実施できる環境を整えてください。

令和7年度第2次募集より

これまで環境整備事業に採択された協議会においても、事業終了後の事業深化が十分でなかった場合等、事業を通じて得た新たな課題に対応するために、**再応募することが可能となりました。**

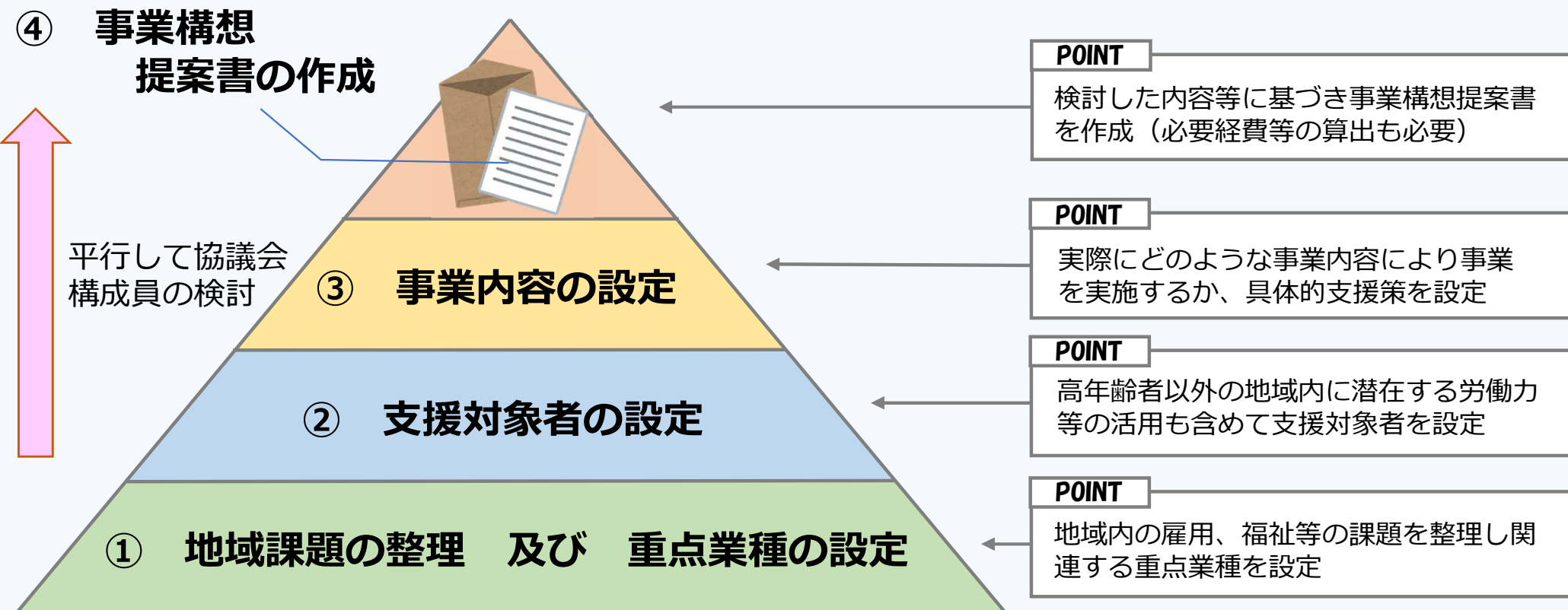
NEW!!

(例) 地域再生法に基づく推進協議会
重層的支援体制整備事業実施計画
検討のための協議会

5. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業構想提案書の作成＞

既にお伝えの通り、環境整備事業は支援対象者や支援形態、具体的取組等を自治体で自由にコーディネートすることが可能です。これらの内容を事業構想提案書としてまとめていただき、企画競争方式による提案を実施いただきます。

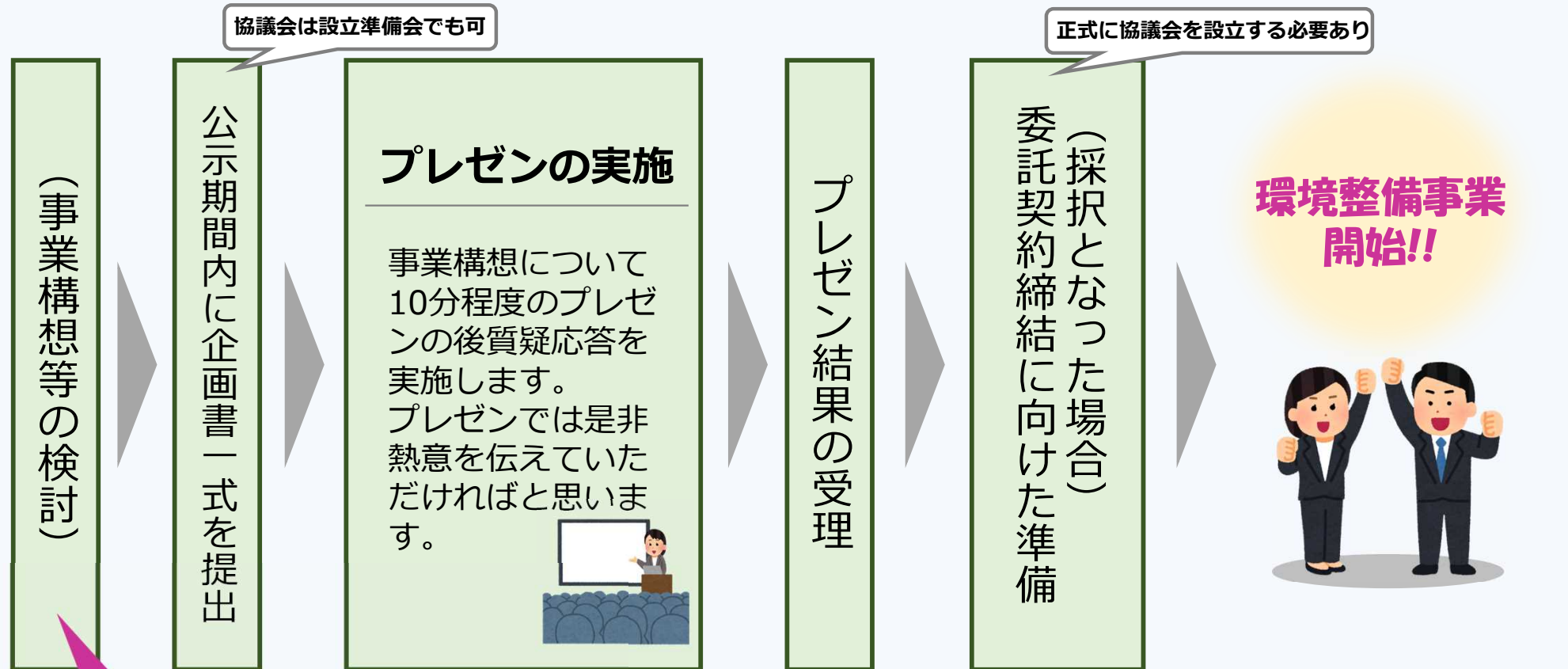
＜地域課題の整理～事業構想提案書の作成＞



6. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業開始までの流れ＞

環境整備事業は企画競争方式により実施地域（協議会）を決定します。作成した事業構想提案書等を、公示期間内に企画書としてご提出いただき、その後プレゼンを経た上で採択地域（協議会）を決定します。採択となった地域（協議会）は、都道府県労働局と委託契約を締結し、事業を開始します。

《応募～事業開始までの大まかな流れ》



事業構想作成に当たってご不明な点等ございましたら、相談窓口までお気軽にお問い合わせください！



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html



7. 環境整備事業の応募方法・公示スケジュール等に関するお問い合わせ先

問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号
北海道労働局職業安定部職業対策課	011-738-1045	石川労働局職業安定部職業対策課	076-265-4428	岡山労働局職業安定部職業対策課	086-801-5108
青森労働局職業安定部職業対策課	017-721-2003	福井労働局職業安定部職業対策課	0776-26-8613	広島労働局職業安定部職業対策課	082-502-7832
岩手労働局職業安定部職業対策課	019-604-3005	山梨労働局職業安定部職業対策課	055-225-2858	山口労働局職業安定部職業対策課	083-995-0383
宮城労働局職業安定部職業対策課	022-299-8062	長野労働局職業安定部職業対策課	026-226-0866	徳島労働局職業安定部職業対策課	088-611-5387
秋田労働局職業安定部職業対策課	018-883-0010	岐阜労働局職業安定部職業対策課	058-245-1314	香川労働局職業安定部職業安定課	087-811-8922
山形労働局職業安定部職業対策課	023-626-6101	静岡労働局職業安定部職業対策課	054-271-9970	愛媛労働局職業安定部職業対策課	089-941-2940
福島労働局職業安定部職業対策課	024-529-5409	愛知労働局職業安定部職業対策課	052-219-5507	高知労働局職業安定部職業対策課	088-885-6052
茨城労働局職業安定部職業対策課	029-224-6219	三重労働局職業安定部職業対策課	059-226-2306	福岡労働局職業安定部職業対策課	092-434-9807
栃木労働局職業安定部職業対策課	028-610-3557	滋賀労働局職業安定部職業対策課	077-526-8686	佐賀労働局職業安定部職業対策課	0952-32-7217
群馬労働局職業安定部職業対策課	027-210-5008	京都労働局職業安定部職業対策課	075-275-5424	長崎労働局職業安定部職業対策課	095-801-0042
埼玉労働局職業安定部職業対策課	048-600-6209	大阪労働局職業安定部職業対策課	06-4790-6310	熊本労働局職業安定部職業対策課	096-211-1704
千葉労働局職業安定部職業対策課	043-221-4391	兵庫労働局職業安定部職業対策課	078-367-0810	大分労働局職業安定部職業対策課	097-535-2090
東京労働局職業安定部職業対策課	03-3512-1663	奈良労働局職業安定部職業対策課	0742-32-0209	宮崎労働局職業安定部職業対策課	0985-38-8824
神奈川労働局職業安定部職業対策課	045-650-2817	和歌山労働局職業安定部職業対策課	073-488-1161	鹿児島労働局職業安定部職業対策課	099-219-8712
新潟労働局職業安定部職業対策課	025-288-3508	鳥取労働局職業安定部職業対策課	0857-29-1708	沖縄労働局職業安定部職業対策課	098-868-3701
富山労働局職業安定部職業対策課	076-432-2793	島根労働局職業安定部職業対策課	0852-20-7021		

(参考) 生涯現役地域づくり環境整備事業令和7年度第2次募集 応募～事業開始の流れ

～
9月下旬

自治体において、応募資料の中心となる事業構想等の検討
(留意事項)

事業構想は創意工夫ある内容を期待します。なお、応募主体となる協議会は設立準備会でも構いません。

8月上旬
～
9月下旬

公示開始。自治体より地域を管轄する都道府県労働局に対し、企画書一式を提出

(留意事項)

提出いただいた企画書について、労働局より内容の確認や形式的不備の修正等を依頼することがありますので、依頼を受けた場合は速やかに対応をお願いいたします。

10月中旬
～
10月下旬

自治体よりプレゼン（オンライン）を実施

(留意事項)

プレゼン後、企画書等評価委員会委員より、提案内容に対する質問を行います。

11月上旬
～
11月中旬

採択地域の決定

(留意事項)

採択に当たっては、採択条件が付与される場合がございます。条件が付与された地域は、同条件を承諾いただける場合に限り採択となります。

11月下旬
～
12月下旬

地域高年齢者就業機会確保計画の厚生労働大臣同意 及び 委託契約締結に向けた準備

(留意事項)

事業構想提案書をベースに、地域高年齢者就業機会確保計画を提出いただきます。併せて、都道府県労働局と委託契約締結に向けた準備を進めていただきますが、委託費について概算払を希望する場合は、別途追加の手続きが必要となります。

令和8年
1月上旬

委託契約締結。事業開始



「生涯現役社会」の実現に向けた 生涯現役地域づくり環境整備事業概要

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

令和7年度予算額 437,122 (546,354) 千円

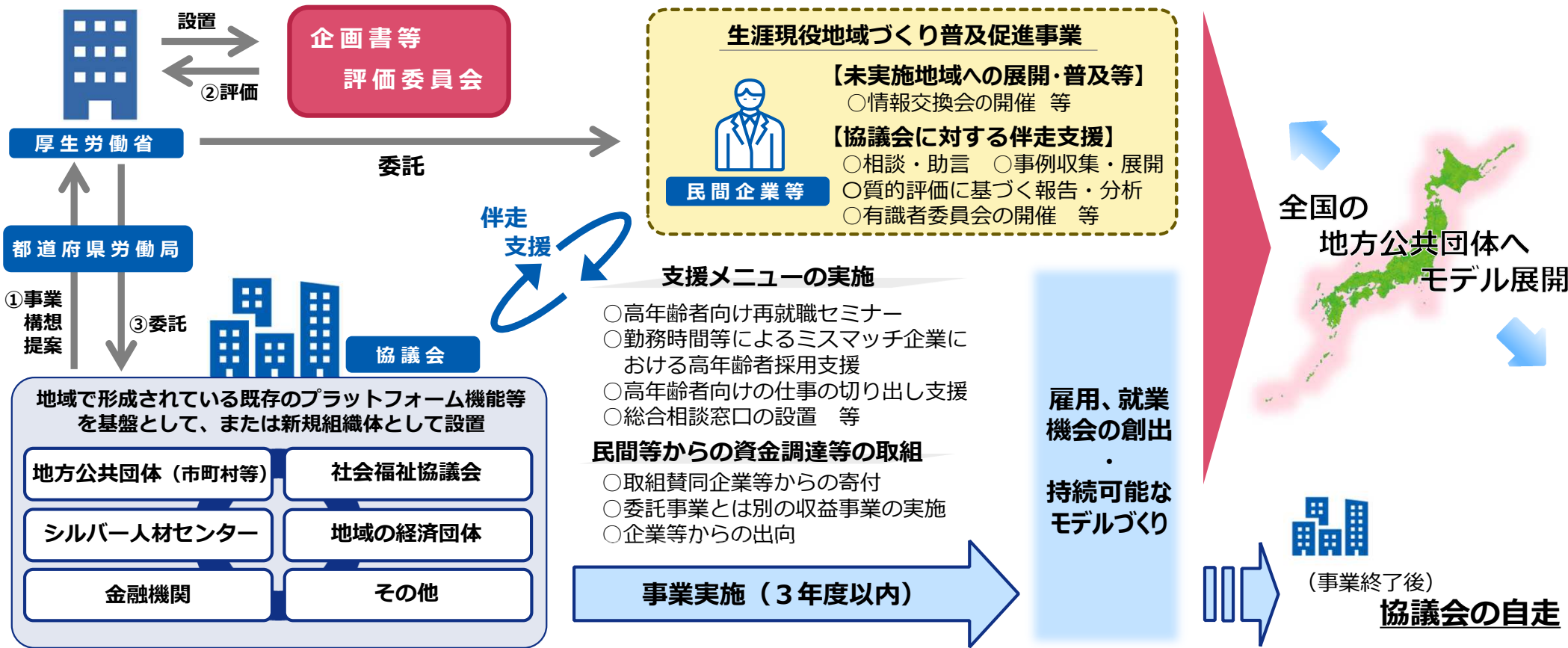
1 事業の目的

地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情を解決するための事業構想を協議会自らが策定
- 提案された事業構想の中から、特に事業効果が高いと評価されるものをコンテスト方式で選抜
 - 【実施期間】3年度以内 【実施規模】各年度1,750万円（2年度目以降は実績加算金を含む）
 - 【実施主体】高年齢者雇用安定法第35条第1項に規定する協議会
 - 【支援対象】55歳以上の高年齢者、地域内企業等 【実施中箇所数】6協議会（R7.4現在）
- 併せて、協議会へ伴走型支援を行うとともに、取組や成果を他地域に波及させるため、「生涯現役地域づくり普及促進事業」を実施

3 事業のスキーム・実施主体等



事業の目的

- 民間資金など幅広い財源を調達し、地域福祉や地方創生等において形成された**地域の既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組みを実証的に実施**することで、以下の成果を実現することを目的とする。

1 「生涯現役社会」の構築による地域社会の持続

- 高年齢者をはじめとする**地域住民の多様な就労ニーズに応える「生涯現役社会」を構築し**、生産年齢人口の減少に直面する**地域社会の持続につなげる**こと

2 地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる課題の抽出

- 各地域における実証を通じて、既に地域で展開されている地域福祉・地方創生・農山村等の地域活性化などの取組と高年齢者等への就労支援の取組を**一体的に実施する仕組みを構築する効果および実装に伴う課題を抽出**すること

3 他地域への普及に必要な環境整備に関する政策上の知見の収集

- 各地域の実証に基づいて、**民間等からの資金調達および地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施の普及のために必要な環境整備**について、今後の政策立案に向けた示唆を得ること

事業の射程

- 高齢者等の多様なニーズに応えるとともに、**地域福祉や地方創生等の分野の取組と円滑に連携できることが必要であることを踏まえ、環境整備事業の射程は以下のとおりである。**

1. 支援対象者の拡張



- **55歳以上の高齢者を対象に含むことは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**高齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことも可能。**

2. 多様な就業形態の創出



- 地域において創出する**就業形態の一類型として企業による雇用を想定することは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**企業における雇用以外の多様な就業機会**（シルバー人材センターなどでの請負委託、有償・無償のボランティアなど）の**創出に取り組むことが可能。**

3. 自治体事業等との一体的な実施



- 地域において、地域福祉や地方創生など地域づくりを目指す地方自治体の事業や民間中心の取組で構築された、**協議会等のプラットフォーム機能を基盤として、既存の協議会等を高齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として正式に位置付けることが必要**（地方公共団体は協議会の必須の構成員）。
- 各地域の取組においても、協議会機能の再編や効率的な事業運営に取り組むことで、**自治体事業等の機能と雇用・就業支援の機能の相乗効果を生むことを目指す。**

【想定される協議会等の例】

- 重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会
- 地域福祉計画検討のための協議会
- 生涯活躍のまち事業計画検討等のための推進協議会（地域再生協議会）
- 農山村活性化における地域協議会
- その他の自治体事業や民間主体の活動（例：協同労働）等により組織される協議会組織 等

【協議会の一体的な設置方法の一例】

- 基盤となる協議会等に、環境整備事業を効果的に実施する上で必要なメンバーを追加する
- 基盤となる協議会等に、雇用・就業支援に重点を置いた部会を新設する 等

- 上記の他、高齢者施策に取り組む組織体として、新たに高齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会を設立することも認められるものの、この場合であっても、地域における地域福祉や地方創生分野等との相乗効果を生む仕組みは十分検討する必要があること。

事業の内容

- それぞれの協議会では**以下の事業内容を共通して実施**し、地域の実情や高齢者等の多様なニーズに応じ、**創意工夫を活かした独自性のある取組**を実施。

協議会における事業内容

1. 多様な雇用・就業の促進

- 地域の既存プラットフォーム機能の基盤の上に、高齢者等への雇用・就業支援の機能を強化するという枠組みを試し、**効果的な事業モデルを構築**する

【想定される事業の例】

- 地域の多様な関係者相互のネットワークの構築
- 事業主や高齢者等への支援
- 高齢者等のニーズと地域の雇用・就業の機会とのマッチング支援 等

2. 民間等からの資金調達

- 事業終了後も各地域における取組を持続させるため、**試行的に、民間等からの資金調達に取り組む**

【想定される民間資金等の調達例】

- 企業等から協議会への寄附
- 協賛企業や取組に賛同する個人等からの会費
- 企業等からの人材（マッチング支援など）の出自
- 協議会活動の一環として実施する事業活動から得た収益（地域食堂の利益など）
- 自治体事業の支出見直しにより生じた財源の充当
- 地方公共団体あての寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税など） 等

3. 事業プロセスの評価

- 事業内容の深化や取組の拡張など、**事業を実施する中で生じる質的目標の項目の変化に関する情報や資料を提供**する

※ 厚生労働省が別途実施する生涯現役地域づくり普及促進事業（委託事業）に、各協議会が協力する中で実施するもの

【質的目標の項目】

- 高齢者等の多様な雇用・就業促進の取組
- プラットフォームの拡張・深化
- 民間資金調達等の取組
- 事業終了後の体制整備

自治体事業等の取組（一例）

- 重層的支援体制整備事業
- 地方創生（生涯活躍のまち事業）
- 農村型地域運営組織形成推進事業・農山漁村振興交付金事業
- 自治体の独自予算事業
- 民間主体が中心に実施される事業（例：協同労働） 等

高齢者等の多様な就労ニーズ

- 雇用
- シルバー人材センター等の就業（臨・短・軽）
- 社会貢献事業（有償）への従事
- ボランティア（無償）
- 起業 等

既存協議会等の取組

就労支援機能

ADD ON

地域社会・経済の持続

成果に連動した委託費の支払い

- 環境整備事業の委託費の支払いにおいては、**民間等からの資金調達**の項目について、次のとおり、**成果に応じた委託費の加算**を行う。

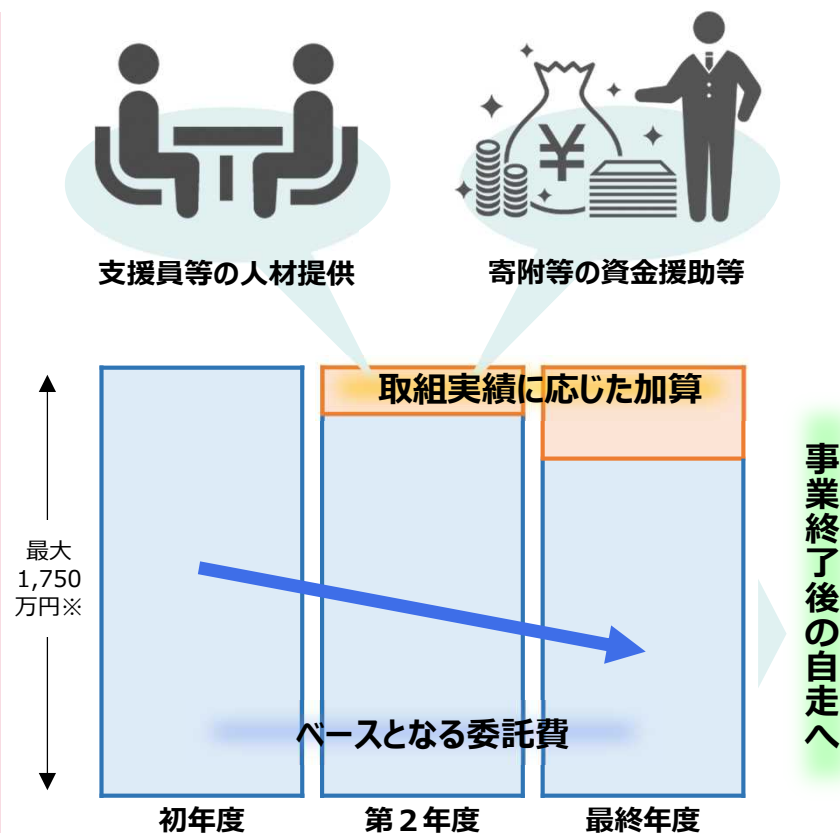
委託費への成果連動の仕組み

民間資金等の調達実績に対する成果連動【定額加算方式】

- 第2期評価基準期間以降は、民間資金等の調達実績に応じて、委託費に一定額を加算して支払う。さらに、第3期においては加算の基準と上限額を引き上げ、民間資金等の調達のためのインセンティブを強化する。
- なお、民間資金等の調達手段は以下の2パターンとし、組み合わせて取組むことも可とする。
 - 【支援員等の人材提供】
 - ・ 協議会における高年齢者等のマッチング支援のため必要と考えられる支援員等の配置にあたり、職員を派遣(人件費を負担)してもらった場合
 - 【寄附等の資金援助等】
 - ・ 民間資金など他の財源（自治体事業等による安定的な財源を含む）から調達した場合

Ex.協議会における支援員1人当たりの平均の人件費が450万円/年【基準】である場合

- ・ 実績：225万円（基準の50%）以上の調達金額 … 100万円の加算
- ・ 実績：450万円（基準の100%）以上の調達金額 … 200万円の加算【2年度目加算上限】
- ・ 実績：675万円（基準の150%）以上の調達金額 … 300万円の加算
- ・ 実績：900万円（基準の200%）以上の調達金額 … 400万円の加算【3年度目加算上限】



※ 必要額についても提案型とし、費用対効果の観点も含めて評価・採択を行うため、実施箇所数は評価を踏まえて最終決定する。ただし、予算額に達していない場合でも、評価の低い実施主体を採択することはない。

委託費の構成と成果連動分の支払いの枠組み

- 委託費は①ベースとなる委託費（事業の必要経費への支払部分。）と、
②資金調達の実績連動部分（成果のみに応じた支払部分。事業の必要経費とは対応しない。）に大別。
- 各年度の予算上限額（1,750万円）は上記①・②を合計した金額に適用。また、成果連動に係る評価基準期間を設ける。

各事業年度における委託費の構成について

	初年度	第2年度	最終年度
1. ベースとなる委託費（上限額）	1,750万円	1,550万円	1,350万円
2. 資金調達実績連動分【定額加算】	－	0～200万円	0～400万円
合計額（最大値）	1,750万円	1,750万円	1,750万円
合計額（最小値）	1,750万円	1,550万円	1,350万円

※ 事業構想必要経費には、上記 1 にかかる経費を計上。上記 2 にかかる経費は、成果に応じて年度末に精算を行う。

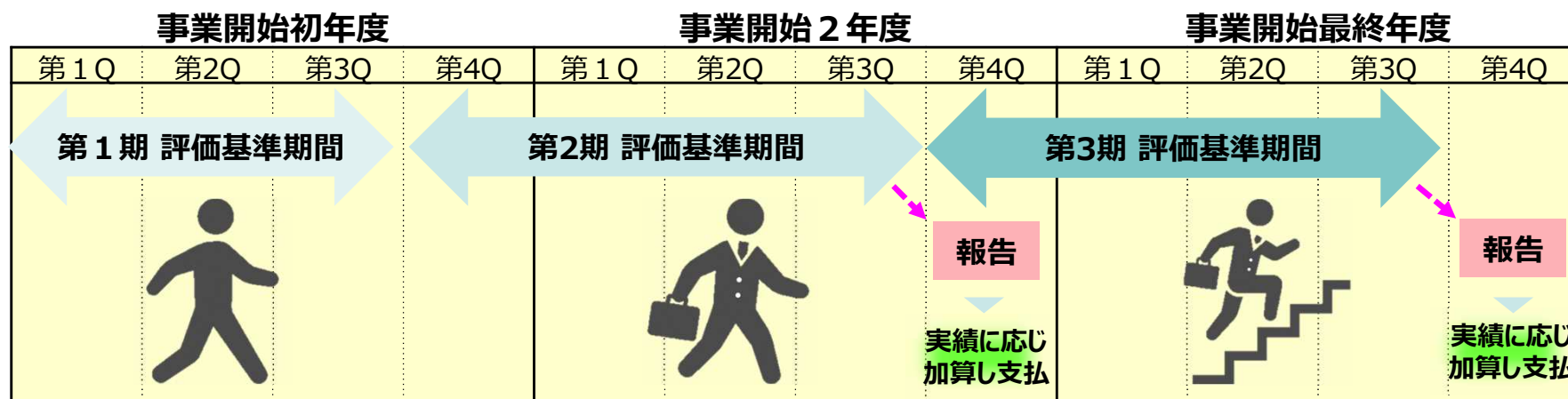
評価基準期間の考え方と成果連動分委託費の支払時期について

● 評価基準期間

- ・ 第1期＝事業開始から事業1年目の第3四半期まで
- ・ 第2期＝事業1年目の第4四半期から事業2年目の第3四半期まで
- ・ 第3期＝事業2年目の第4四半期から事業3年目の第3四半期まで

● 成果連動分委託費の支払時期

- ・ （第1期評価基準期間を活用した委託費の加算はなし）
- ・ 事業2年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）
- ・ 事業3年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）



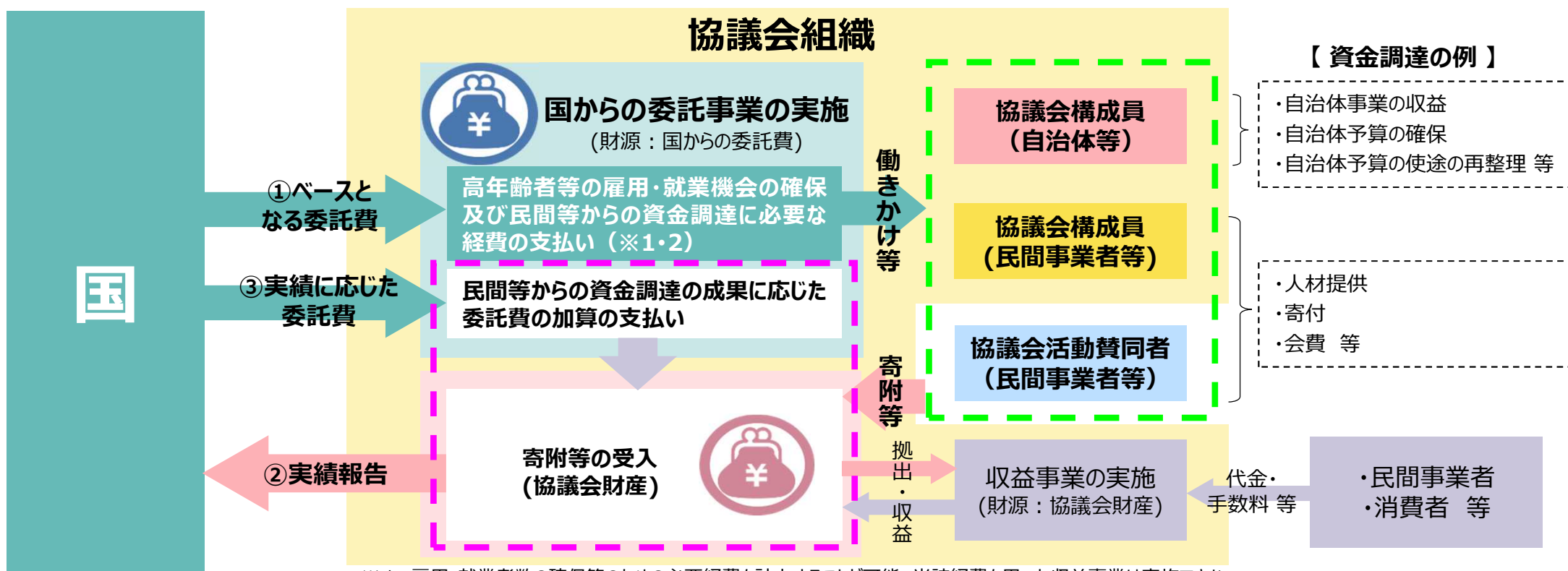
事業終了後の自走へ

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 民間等からの資金調達は、「委託事業終了後も各地域での取組を持続させる」という環境整備事業の目的を達成するための活動であることを踏まえ、活動の成果として調達された資金に関して、独自の取扱いを定める。

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 活動の成果として調達された資金は、環境整備事業終了後も国へ返還することを要しない。
- 調達された民間等からの資金は、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進する目的で行われる活動（収益が生じるものを含む）に充当可能。
- 委託費（資金調達の成果に応じて支払われる部分を除く。）は、予め計上された経費に限り支出できるが、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは委託費の目的の範囲として認める。なお、国からの委託費を受け入れるための口座と民間資金等を受け入れるための口座は別に管理する。また、民間資金等の調達業務として想定されることは、予め想定できる範囲で事業構想及び地域計画に記載する。



※1 雇用・就業者数の確保等のための必要経費を計上することが可能。当該経費を用いた収益事業は実施できない。

※2 支援員等が資金調達のために活動する人件費については予め必要経費として計上可能。その他の必要経費は、民間等から調達された資金か、委託費のうち資金調達の成果に応じた支払い部分から支出する。

自治体、社会福祉協議会、シルバー人材センター等職員の皆さまへ

「生涯現役地域づくり環境整備事業」をご活用ください！

厚生労働省では、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みを持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを目的とした「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

地域の課題解決に向けた取り組みをまとめて事業構想を作成いただき、ぜひともご応募ください！

応募要件

規模等問わず、全国の全ての自治体(都道府県含む)が応募可能です。応募に当たっては、各地域で事業を実施するための協議会を設立いただきます。

実施期間・委託費

最大3年度間、1年度あたり上限1,750万円の委託費により事業を実施いただきます。

支援対象

高年齢者はもちろんのこと、地域の課題に応じて、育児中の女性や障害者等、幅広く支援対象者を設定可能です。また、雇用のみならず、請負、ボランティア等支援形態も自由に設定いただけます。



地域で抱える課題

- ・地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・特定分野において人手不足状態が顕著



「生涯現役地域づくり環境整備事業」を活用して地域で抱える課題を解決！

- ・WEBサイト開設…………… 地域内企業のアピール！
- ・高年齢者向けセミナーの開催… 高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・総合相談窓口の開設…………… 丁寧な相談対応の実施！
- ・合同企業説明会の開催…………… 高年齢者と地域企業のマッチング数の向上！
- ・高年齢者の活躍の場の創生…………… 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

※自治体毎に自由に設定いただけます。

■環境整備事業は毎年度公募を行い企画競争により実施地域を決定します。詳細な事業概要、応募スケジュール、事業構想作成に当たっての相談窓口等は、厚生労働省WEBサイトよりご確認ください。

生涯現役社会の実現に向けた
第一歩を踏み出しましょう!!



生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

